



瑞穂市 一般廃棄物処理基本計画

MIZUHO

平成31年3月 岐阜県瑞穂市



瑞穂市
マスコットキャラクター
かきりん

一般廃棄物処理基本計画

平成31年3月

発行：岐阜県 瑞穂市

編集：環境水道部 環境課

瑞穂市宮田300番地2(巢南庁舎)

058-327-4127(環境課直通)

編集協力：一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター

瑞穂市一般廃棄物処理基本計画（後期計画） 目次

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画見直しの主旨	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の対象区域	2
3. 計画で扱う廃棄物の範囲	2
4. 計画の期間	2
第2章 中期の総括	3
1. 中期の目標達成状況	3
2. 施策の実施状況	5

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	7
1. ごみの区分	7
2. ごみ処理体制	8
3. ごみ処理の実績	12
4. ごみ処理の評価	21
5. ごみ処理の課題	23
第2章 ごみ処理計画	24
1. 基本の方針	24
2. 数値目標	25
3. ごみの発生量及び処理量の見込み	27
4. 目標達成のための施策	31
5. ごみ処理に関する基本的事項	34
6. ごみの処理施設の整備に関する事項	37
7. その他ごみの処理に関し必要な事項	37

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の基本的事項	38
1. 生活排水処理の現状と課題	38
2. 生活排水処理の将来予測	48
第2章 生活排水処理計画	51
1. 生活排水処理の基本方針	51
2. 生活排水に関する基本事項	52

第4部 計画の推進

1. 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮	56
2. 計画の推進と公表	56

資料編

資料1 本市の概況	59
資料2 ごみ処理の実績及び将来予測	68
資料3 生活排水処理の実績及び将来予測	93
資料4 家庭ごみに関する市民アンケート調査結果	95
資料5 パブリックコメント	105
資料6 諮問・答申	106
資料7 廃棄物減量等推進審議会	109

第 1 部 計画の基本的事項

第 1 章 計画見直しの主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45（1970）年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

瑞穂市（以下、「本市」という。）は、平成 21（2009）年 3 月に策定、平成 26（2014）年 3 月に改定した瑞穂市一般廃棄物処理基本計画〔平成 26（2014）年度～2023 年度〕（以下、「前計画」という。）により、主にごみの分別・リサイクルの観点からごみの減量施策を実施し、ごみの減量化を図ってきました。

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月・環境省）においては、概ね 5 年ごとに計画の見直しを行うことが適当であるとされていることから、瑞穂市一般廃棄物処理基本計画〔平成 31（2019）年度～2023 年度・後期計画〕（以下、「本計画」という。）に改定します。

1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを整理すると図 1-1 に示すとおりであり、本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

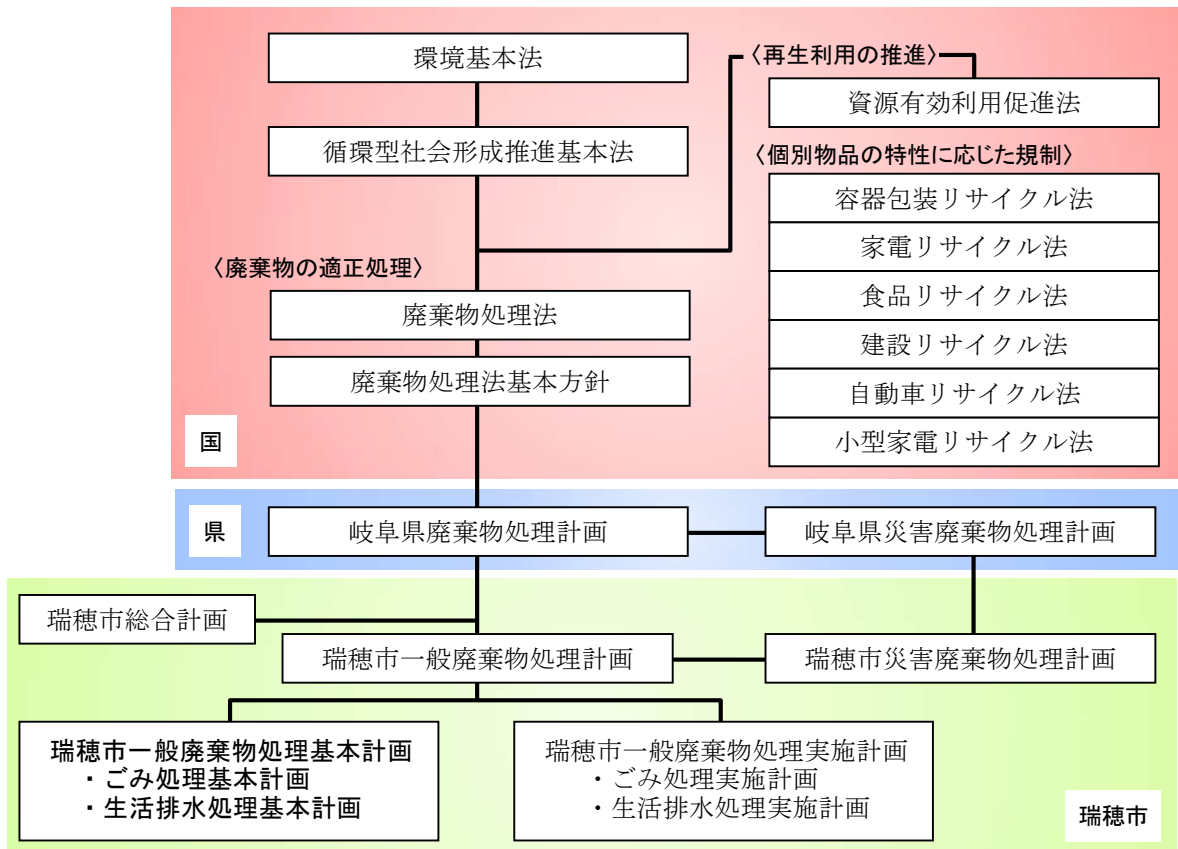


図 1-1 計画の位置づけ

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

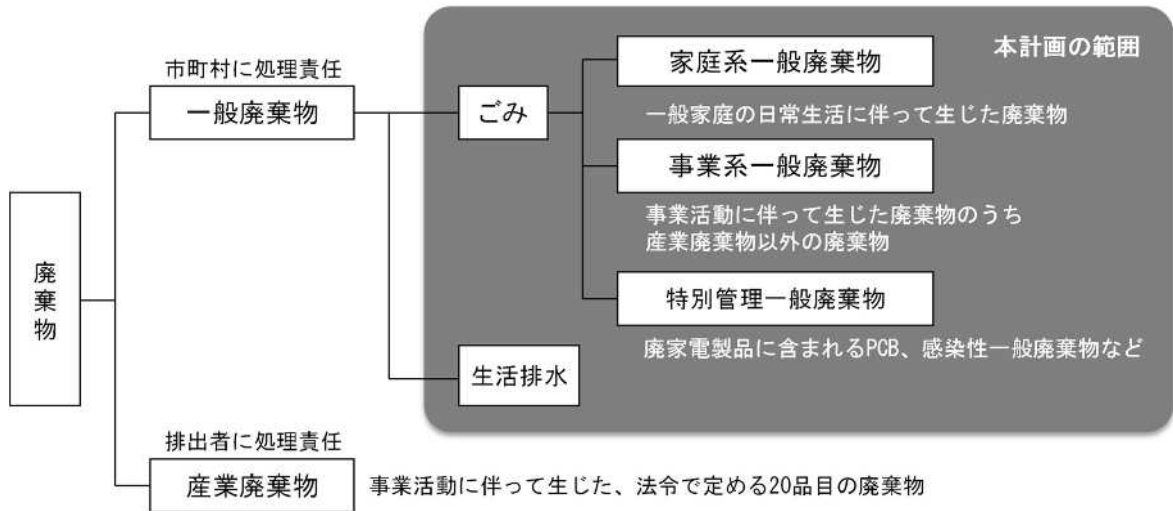


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の期間

計画の期間は、図 1-3 に示すとおりであり、前計画で定めた計画の期間は、平成 26(2014)年度から 2023 年度の 10 年間です。

前計画の平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度(この期間を以下、「中期」という。)の実績を基に、見直しを行う本計画の期間は、平成 31(2019)年度から 2023 年度の 5 年間とします。

なお、計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

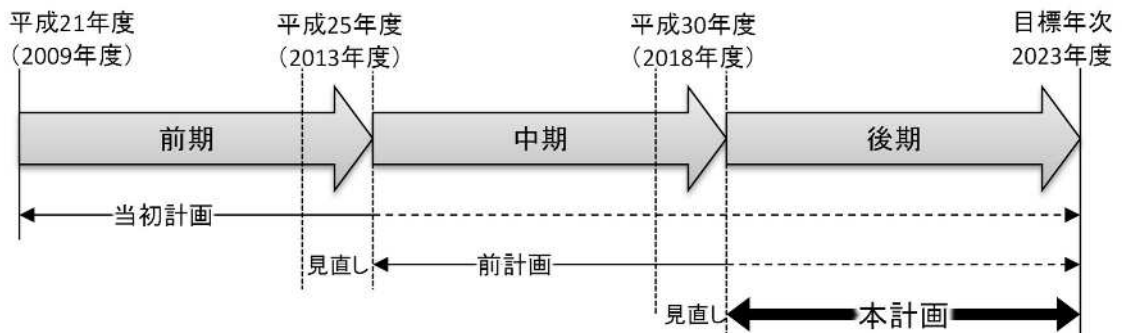


図 1-3 計画の期間

第2章 中期の総括

1. 中期の目標達成状況

前計画で数値目標を定めた、1人1日あたりごみ総排出量^{注2-1}、リサイクル率^{注2-2}及び生活排水処理率^{注2-3}の目標達成状況は、表2-1及び図2-1～図2-3に示すとおりです。

1人1日あたりごみ総排出量は目標値を達成しています。

基準値と同じ「環境省の定める集計方法^{注2-4}」で算出したリサイクル率は、基準値と同程度となり目標値を下回っています。

生活排水処理率は目標値を下回っています。

表2-1 目標達成状況

項目	基準値	実績値		目標値
	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
1人1日あたり ごみ総排出量	926 g	746 g	697 g (約27%削減)	730 g (21%削減)
リサイクル率	16.8%	19.1%	17.1% (0.3%増加)	24% ^{※1} (約7%増加)
生活排水処理率	49.5% ^{※2}	49.5%	56.1% (約6%増加)	89% ^{※2} (約40%増加)

※1：前計画において「民間で行われている古紙等の回収量を把握」した値と定められています。

※2：生活排水処理率は、基準年度を平成24（2012）年度、目標年度を2023年度としています。

注2-1) 1人1日あたりごみ総排出量とは、市民1人が1日に出す市内から出る全ての一般廃棄物の量。

注2-2) リサイクル率とは、ごみ排出量に占める資源化量（直接資源化量と中間処理後資源化量と集団回収量を足し合わせたもの）の割合。

注2-3) 生活排水処理率とは、下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等により、台所や風呂などからの生活雑排水が処理されている人口の割合。

注2-4) 「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月・環境省）に「廃棄物からの資源回収率」として記載があり、把握する資源の量（総資源化量）は「集団回収量、直接資源化量、中間処理後資源化量の合計」であり、「市町村が関与しないごみの処理（家電リサイクルや民間の資源回収等）」については適用範囲外とされています。

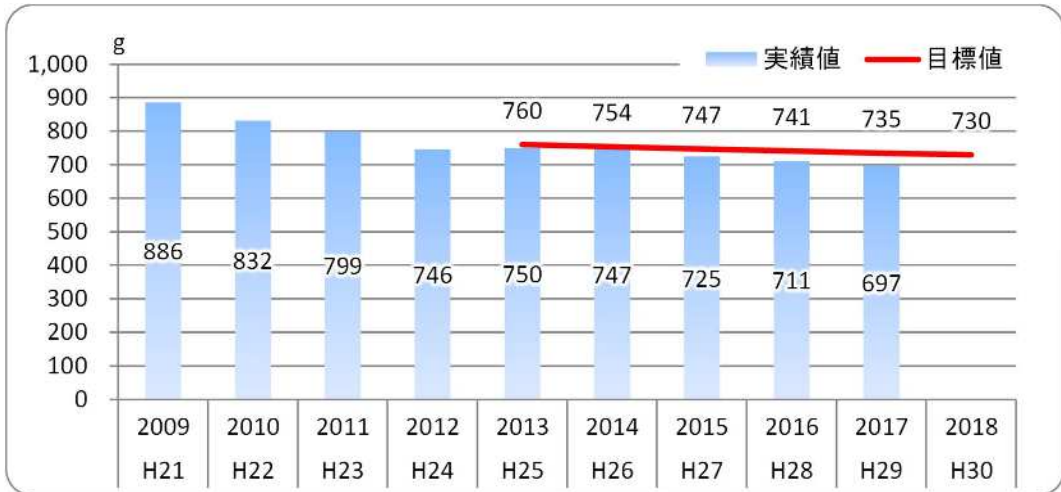


図 2-1 1人1日あたりごみ総排出量の目標達成状況



図 2-2 リサイクル率の目標達成状況

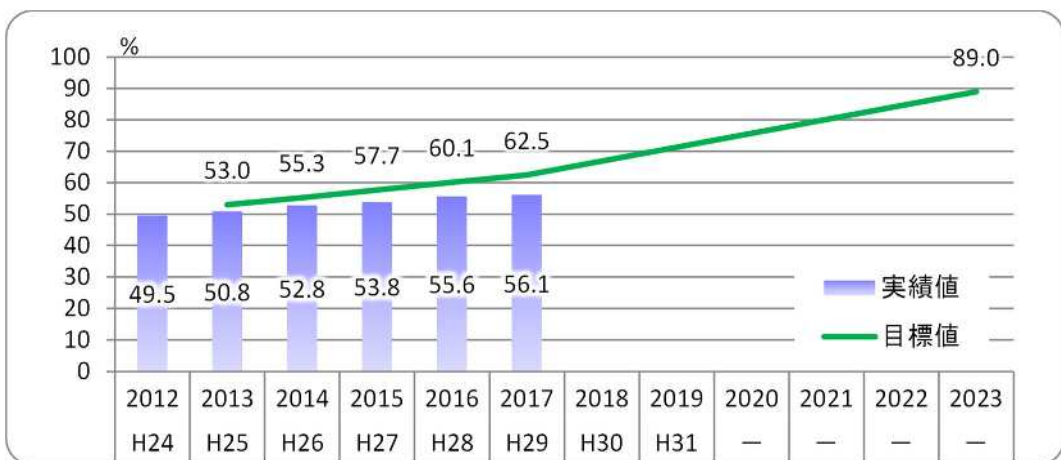


図 2-3 生活排水処理率の目標達成状況

2. 施策の実施状況

前計画で示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2-1 施策の実施状況

項目	施策	実施状況	評価
発生抑制のための取り組み	可燃ごみ及び資源ごみの収集回数を見直します。	収集回収等の変更はなく、今後の検討すべき課題です。	×
	小・中学生にごみに関する学習の機会を提供します。	学校との連携により、職員による出前講座を実施しています。	○
	家庭での生ごみの減量や堆肥化を推進します。	生ごみ処理容器購入補助金制度の活用を広報誌などで周知し、推進しています。	○
	マイバック持参運動を推進します。	レジ袋有料化参加店舗などと協働しながら促進し、市民に定着してきました。	○
	フリーマーケット等ごみにしない取り組みを進めます。	女性の会が年 2 回実施しているフリーマーケットの開催支援をしています。	○
	ごみ分別手引きやホームページで分別方法等の情報をわかりやすく提供します。	市民の意見等を取り入れ、ごみ分別手引きの改訂等を踏まえ、市民が見てわかりやすい情報を提供しています。	○
	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施します。	事業者が出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうため情報提供や啓発を推進しています。	○
	多量排出事業者に対して減量化を指導します。	多量排出事業者の実態調査をしていますが、指導は行えていません。	×
資源化のための取り組み	穂積地区と巢南地区の分別区分を統一します。	平成 27 (2015) 年 7 月から、穂積地区でのプラスチック製容器包装と、巢南地区での陶磁器・ガラス類の収集を始め、分別区分を統一できました。	○
	美来の森を資源ごみの持ち込み拠点として整備します。	エコステーション構想の検討を行っています。	×
	空き容器回収機の運用方法を検討します。	当面は利用することとし、平成 26 年度には圧縮型のユニットに改修しました。	△
	小型家電の資源化を進めます。	平成 25 (2013) 年 7 月から、粗大ごみ中の小型家電の資源化を行っています。	○
	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収を促進します。	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進しています。	○

評価指標 「○：実施」「△：一部実施」「×：未実施」

表 2-2-2 施策の実施状況

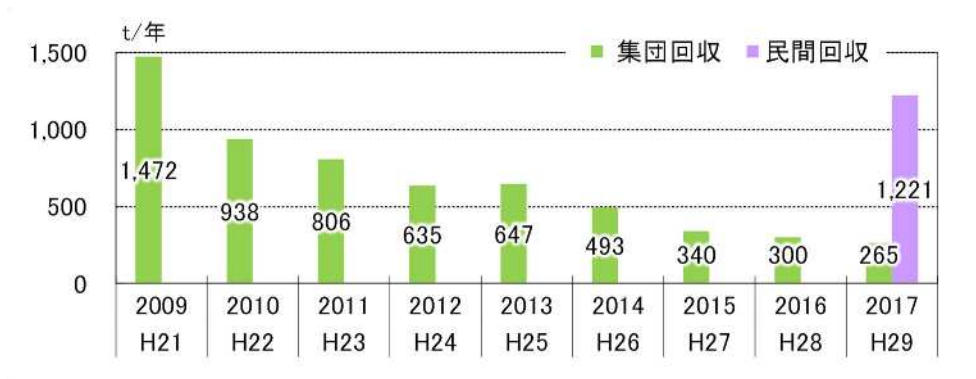
項目	施策	実施状況	評価
資源化のための取り組み	民間回収ルートによる資源化量の把握方法を検討します。	平成 29 (2017) 年度に市内の無人回収所から情報提供を受け、おおよその民間回収量 (約 1,200 t) を把握することができました。	○
収集などの取り組み	地域と連携し、収集ステーションの配置や管理のあり方を検討します。	各自治会の廃棄物減量等推進員と連携して、ごみステーションに関する様々な問題点を解決しています。	○
	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集を検討します。	具体的に各関係担当課と協議するまでには至っていません。	×
	市の事務・事業でグリーン購入・契約を推進します。	再生紙の利用、プロポーザルでは、環境に配慮した計画を考慮するなどグリーン購入・物品の契約等、率先して実行しています。	○

評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：未実施」

【民間事業者による古紙の回収状況について】

近年、市内に民間事業者が設置した家庭から出る資源（古紙等）を回収する 24 時間受け入れ可能な無人回収所が増加していますが、この回収量は当市のみのごみとして把握することができないため、環境省が毎年実施する実態調査結果にも反映されていません。

本市が、市内の無人回収所の実態を把握するために調査を行ったところ、平成 29 年度は約 1,200 トンの古紙等が回収されていきました。この量を平成 29 年度の集団回収量と合計すると 1,486 トンとなり、平成 21 年度の集団回収量 1,472 トンと同程度となりました。このことから、家庭から出る古紙等が、数ヶ月に 1 回しかなく回数も限定的な集団回収から、いつでも利用でき利便性の高い無人回収所にシフトしていると考えられます。



第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状

1. ごみの区分

本市及び西濃環境整備組合（以下、「組合」ともいう。）が受け入れているごみは、その排出源によって「生活系ごみ（家庭系一般廃棄物）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。さらに、生活系ごみのうち処理・処分を必要とする「可燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」を「家庭系ごみ」といいます。

また、地域の各種団体が行う集団回収や、民間事業者による古紙回収や、食品トレー、インクカートリッジ等の店頭回収、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。

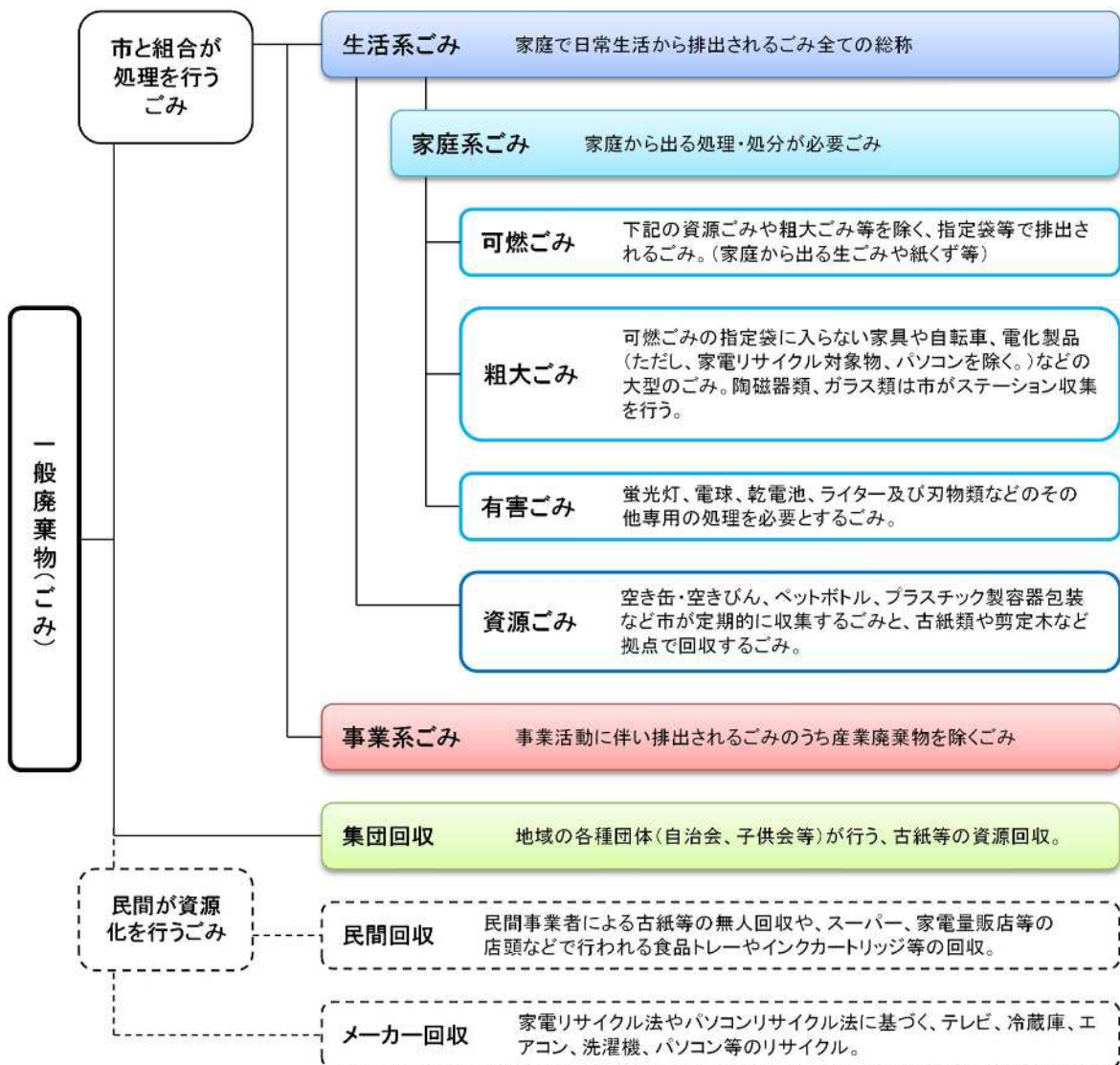


図 3-1 ごみの区分

2. ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

平成 30 (2018) 年度における本市のごみ処理フローは、図 3-2 に示すとおりです。

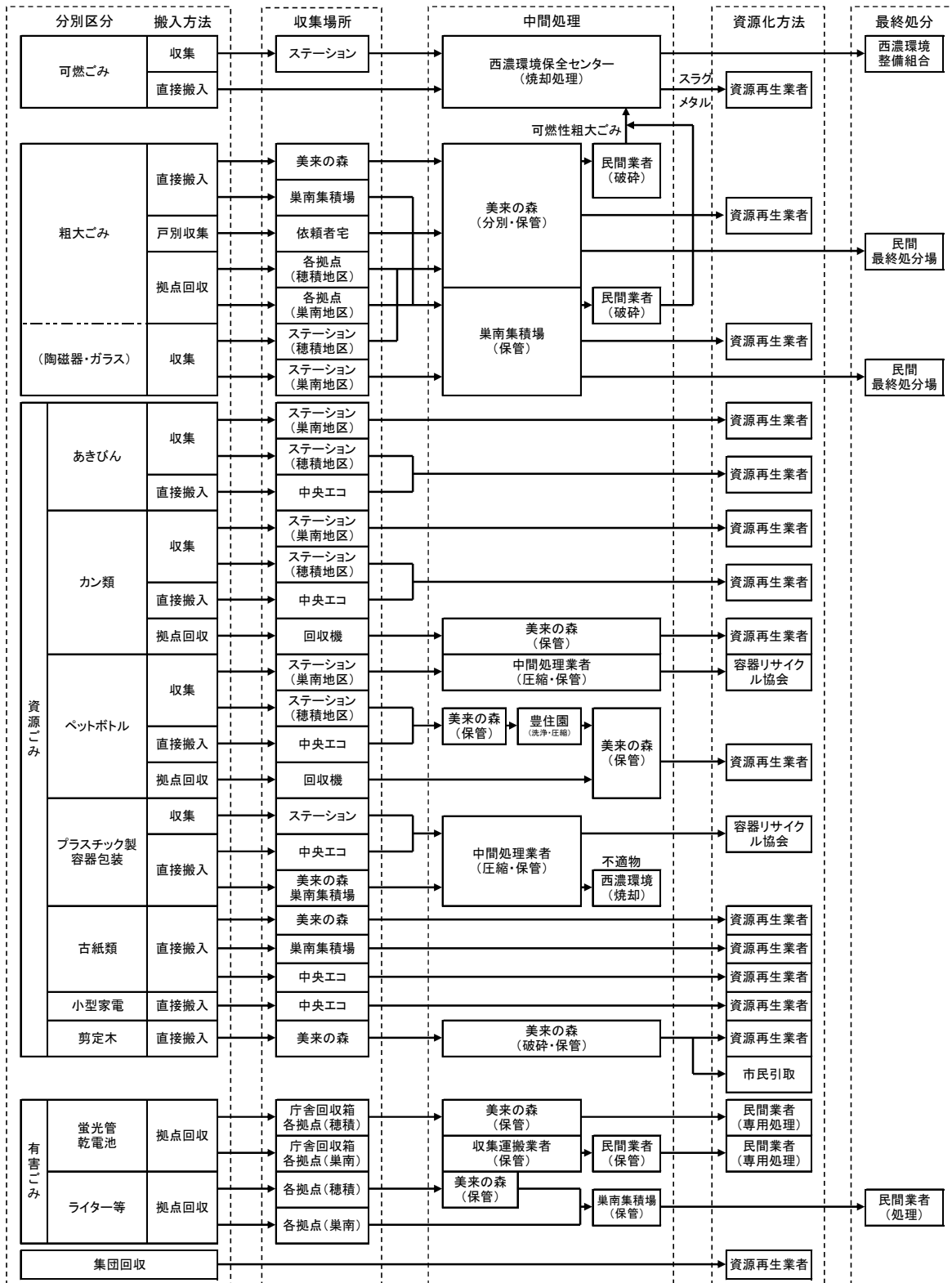


図 3-2 本市のごみ処理フロー (平成 30 (2018) 年度)

(2) 分別区分

本市の分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 分別区分（平成 30（2018）年度）

ごみの種類		内 容	
可燃ごみ		野菜クズ、紙クズ、ぬいぐるみ、紙オムツ、魚クズ、家庭内の草、タバコの吸い殻、ラップ類、木クズ、茶ガラ・洗剤箱、衣料など	
粗大ごみ		チャイルドシート、ファンヒーター・ストーブ、掃除機、ふとん、じゅうたん、ビデオ・カセットテープレコーダー、チューナー、扇風機、木製タンス、ソファ、自転車、電気コンロ、廃タイヤ、ベッドのスプリングマット、など	
陶磁器・ガラス類		陶磁器類、ガラス類、耐熱ガラス・化粧びん	
資源ごみ	飲料用びん	無色、茶色、その他（一升びん・ビールびん・ドリンクびん・割れびん等）	
	カン類	アルミ缶、スチール缶、飲料用以外のカン（一斗缶、菓子缶、スプレー缶等）	
	ペットボトル	PET マークのついているペットボトル（飲料用、酒類用、調味料用）	
	プラスチック製容器包装	プラマークのある容器包装（包装用フィルム、玉子ケース、トレー、カップ麺容器、汎用ポリ袋、豆腐容器、プラスチック製キャップ）	
	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・古本、ダンボール	
	剪定木	一般家庭及び農作業に伴う剪定木	
	回収機	飲料用空き缶	アルミ・スチール缶
		ペットボトル	飲料用ペットボトル
	回収舎	牛乳パック	牛乳パック
有害ごみ		乾電池、電球・蛍光灯、包丁・はさみ、カミソリ刃	
収集できないごみ		分別していないごみ、消火器、医療系廃棄物、プロパンガスボンベ、農機具、バッテリー、オイルの残っている缶、オートバイ、自動車、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、ディスプレイ、パソコン本体、ノートパソコンなど	

出典：瑞穂市ごみ分別の手引き

(3) 収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は表 3-2 に、粗大ごみ及び資源ごみの搬入施設は表 3-3 に、拠点回収場所は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-2 収集・運搬体制（平成 30（2018）年度）

項目	収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	
可燃ごみ	委託	ステーション	週 3 回	指定袋	
粗大ごみ	委託	戸別収集	—	—	
	委託	拠点回収	各拠点月 1 回	指定袋	
陶磁器・ガラス類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ	
資源ごみ	あきびん	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	カン類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	ペットボトル	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
回収機			—	回収機	
プラスチック製 容器包装	委託	ステーション	月 1 回（穂積） 月 2 回（巢南）	網かご	
有害ごみ	委託	拠点回収	各拠点月 1 回	コンテナ	

表 3-3 搬入施設

名称	住所	管理・運営	品目
美来の森	十九条 382-1	瑞穂市	粗大ごみ、資源ごみ
巢南集積場	居倉 840-1	瑞穂市	粗大ごみ、資源ごみ
中央エコセンター	生津天王町 2-50	中央清掃株式会社	資源ごみ、小型家電

表 3-4 拠点回収場所一覧

校区	回収場所
生津小学校区	馬場公園、生津スポーツ広場
本田小学校区	本田コミュニティセンター、本田団地公民館
穂積小学校区	総合センター、柳一色公園
牛牧小学校区	牛牧南部コミュニティセンター、牛牧団地公民館
巢南中学校区	西ふれあい広場、中ふれあい広場、南ふれあい広場

(4) 中間処理

本市の可燃ごみは、組合のごみ処理施設で焼却処理が行われています。資源ごみは、ステーション及び空き容器回収機で集められ、業者にて資源化されています。

粗大ごみについては、戸別収集又は美来の森及び巣南集積場で拠点回収が行われ、美来の森において分別・保管され、業者の中間処理施設で処理が行われています。

表 3-5 西濃環境整備組合（焼却施設）の概要

項目	内容
名称	西濃環境保全センター
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
面積	敷地面積：44,645m ²
処理能力	270t/日（90t/24h×3 炉）
処理対象物	可燃ごみ
処理方式	① 流動床式焼却炉（90t/日×2 炉） ② ガス化高温溶融一体型直接溶融炉（90t/日×1 炉）
運転管理	直営（西濃環境整備組合）
設計・施工	① 株式会社 荏原製作所、② 新日本製鐵 株式会社
竣工	① 平成 3（1991）年 3 月、② 平成 15（2003）年 12 月

出典：西濃環境整備組合

(5) 最終処分

本市は、最終処分場を有していません。このため、可燃ごみについては、西濃環境整備組合による中間処理後、組合の最終処分場で処分しており、粗大ごみについては、美来の森で分別・保管後、民間の処理業者に処分を委託しています。

表 3-6 西濃環境整備組合（最終処分場）の概要

項目	内容
名称	一般廃棄物最終処分場
形式	被覆型最終処分場（クローズド型）
埋立面積	2,400m ²
埋立容量	19,200m ³
埋立対象物	焼却飛灰、不燃物
埋立期間	平成 28 年（2016）4 月～2031 年 3 月（15 年間）
水処理	凝集沈殿＋砂ろ過
建設期間	着工：平成 25（2013）年 11 月、竣工：平成 28（2016）年 3 月

出典：西濃環境整備組合

3. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-3 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源ごみと集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な可燃ごみ・粗大ごみ及び有害ごみを「家庭系ごみ」とします。

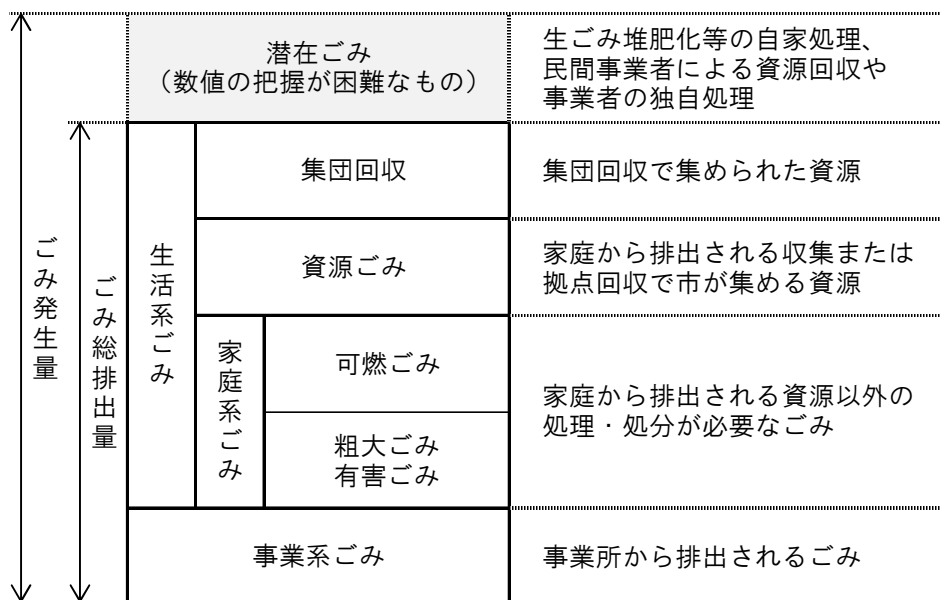


図 3-3 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ総排出量・処理量の推移

本市における過去 10 年間のごみ排出量、資源化量、中間処理量及び最終処分量の推移は、表 3-7 注 3-1 及び以下に示すとおりです。

注 3-1) 本計画に掲げる図表内の数値について、端数処理のため合計が合わない場合があります。

表 3-7 ごみ総排出量の推移

項目	和暦	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	西暦	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
計画収集人口	人	51,271	51,634	52,083	52,453	52,822	53,271	53,599	53,909	54,191
ごみ総排出量	t/年	16,582	15,682	15,235	14,285	14,458	14,519	14,215	13,992	13,793
収集ごみ	t/年	6,898	6,665	6,636	6,552	6,720	6,904	6,957	6,836	6,705
可燃ごみ	t/年	6,412	6,260	6,274	6,213	6,388	6,588	6,621	6,470	6,365
資源ごみ	t/年	486	406	362	339	332	317	336	367	340
びん	t/年	273	237	221	213	206	193	187	188	178
カン類	t/年	19	19	71	59	67	60	62	68	50
金物類	t/年	126	85	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	t/年	4	3	3	3	4	3	4	4	4
プラスチック製容器包装	t/年	64	63	67	63	56	60	84	107	108
直接搬入ごみ	t/年	8,212	8,080	7,793	7,098	7,091	7,122	6,918	6,855	6,823
可燃ごみ	t/年	5,544	5,426	5,588	5,698	5,642	5,618	5,398	5,405	5,377
家庭系可燃ごみ	t/年	148	160	139	180	198	171	167	171	131
事業系可燃ごみ	t/年	5,396	5,266	5,449	5,518	5,443	5,447	5,230	5,234	5,247
粗大ごみ	t/年	1,571	1,568	1,349	671	738	766	787	780	787
資源ごみ	t/年	1,083	1,065	843	717	690	718	718	655	632
ペットボトル (回収機)	t/年	184	168	151	143	149	144	155	146	162
カン類 (回収機)	t/年	145	116	97	84	85	80	95	89	77
古紙類	t/年	427	384	205	132	126	111	90	90	81
衣類	t/年	76	83	65	25	29	25	19	17	17
剪定木	t/年	249	313	325	333	302	350	341	297	281
中央エコセンター	t/年	0	0	0	0	0	9	18	16	14
有害ごみ	t/年	13	21	13	12	21	20	15	15	27
蛍光灯・電球	t/年	5	7	4	7	7	6	5	5	8
乾電池	t/年	8	13	8	5	14	11	9	9	18
ライター	t/年	0	1	1	1	1	3	1	1	1
集団回収	t/年	1,472	938	806	635	647	493	340	300	265
ダンボール	t/年	172	112	101	78	89	66	47	47	40
新聞紙	t/年	781	487	401	329	322	257	175	156	134
雑誌	t/年	464	295	263	197	198	148	100	84	78
布類	t/年	46	39	36	28	33	19	16	11	11
牛乳パック	t/年	8	5	4	3	4	3	2	2	2
チラシ	t/年	0	0	0	2	0	0	0	0	0
びん	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ缶	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活系ごみ	t/年	11,186	10,417	9,786	8,768	9,014	9,072	8,985	8,757	8,546
家庭系ごみ	t/年	8,145	8,009	7,775	7,077	7,345	7,544	7,590	7,436	7,310
事業系ごみ	t/年	5,396	5,266	5,449	5,518	5,443	5,447	5,230	5,234	5,247
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	886	832	799	746	750	747	725	711	697
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	435	425	408	370	381	388	387	378	370
中間処理量(焼却量)	t/年	12,471	12,259	12,418	12,098	12,297	12,506	12,305	12,170	12,036
可燃ごみ	t/年	11,956	11,685	11,862	11,911	12,029	12,205	12,019	11,875	11,743
粗大ごみ中の可燃物	t/年	515	574	555	187	268	300	286	295	293
資源化量	t/年	4,444	3,695	3,249	2,732	2,741	2,501	2,268	2,148	2,354
資源ごみ	t/年	1,569	1,470	1,205	1,056	1,022	1,035	1,055	1,022	972
集団回収	t/年	1,472	938	806	635	647	493	340	300	265
粗大ごみの資源化量	t/年	612	476	433	191	276	238	281	252	266
組合による資源化量	t/年	791	811	805	849	797	736	593	575	852
リサイクル率	%	26.8	23.6	21.3	19.1	19.0	17.2	16.0	15.4	17.1
最終処分量	t/年	464	442	426	421	429	436	456	524	423
焼却処理に伴う最終処分量	t/年	387	405	385	387	394	400	418	487	385
粗大ごみの最終処分量	t/年	78	38	41	33	36	36	37	38	38
最終処分率	%	2.8	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.2	3.7	3.1

① ごみ排出量

本市における過去 10 年間のごみ排出量の状況は、図 3-4 及び図 3-5 に示すとおりであり、ごみ総排出量は減少傾向にあります。

しかし、発生原単位を見ると「1 人 1 日あたりごみ総排出量」^{注 3-2}は減少傾向にあるのに対し、家庭から出る処理・処分を必要とするごみである「1 人 1 日家庭系ごみ排出量」は平成 23（2011）年 8 月の粗大ごみ有料化と平成 27（2015）年 7 月からプラスチック製容器包装の収集を全市で実施したことで減少したものの、概ね横ばいで推移しており家庭から出る可燃ごみの量は微減にとどまっています。

また、約 4 割を占める事業系ごみは横ばいで推移していることから、1 人 1 日あたりごみ総排出量の減少は、集団回収量が減少したことが要因です。

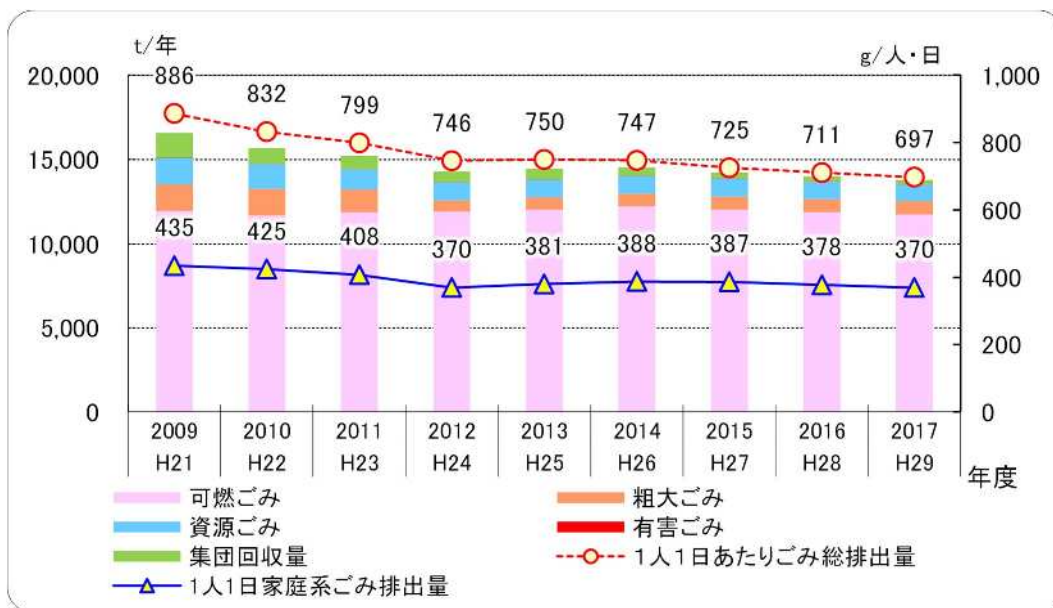


図 3-4 ごみ排出量の実績

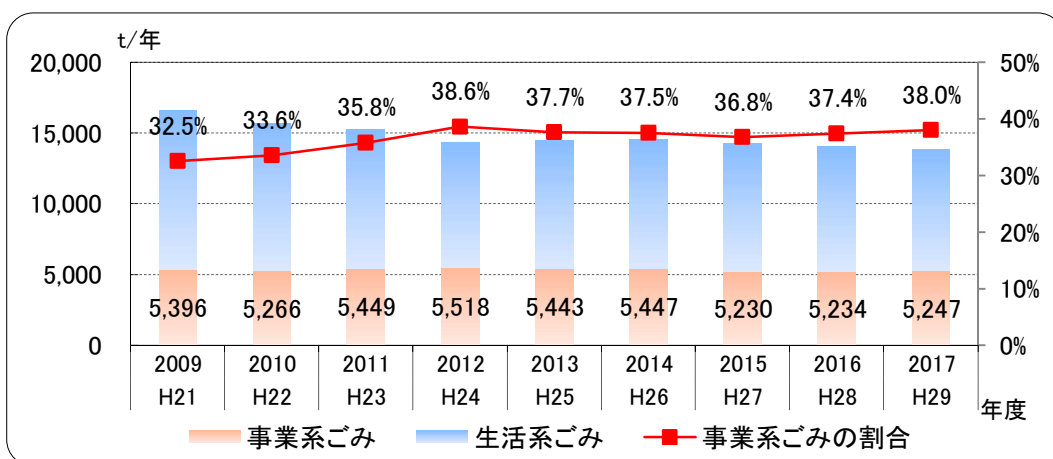


図 3-5 事業系ごみ排出量の実績

注 3-2) 1 人 1 日あたりごみ総排出量 = ごみ総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 資源化量・リサイクル率

過去10年間の資源化量及びリサイクル率^{注3-3}の推移は、図3-6に示すとおりです。

平成21(2009)年度に1,472トンあった集団回収量が、平成29(2017)年度には265トンと8割以上減少したことに伴い、リサイクル率も10ポイント以上減少しています。これは、市内各所に民間事業者による古紙等の無料回収所が設置されたことで、市民が新聞や雑誌・ダンボールなどの古紙等を排出する先が、不定期に実施される集団回収からいつでも出せる無料回収へ変わったことが原因です。

市内の民間回収を行う業者に聞き取り調査を行ったところ、一部の事業者から回答は得られなかったものの、平成29(2017)年度の回収量は約1,200トンであり、民間事業者による古紙等の回収量を加えたリサイクル率は25.9%でした。

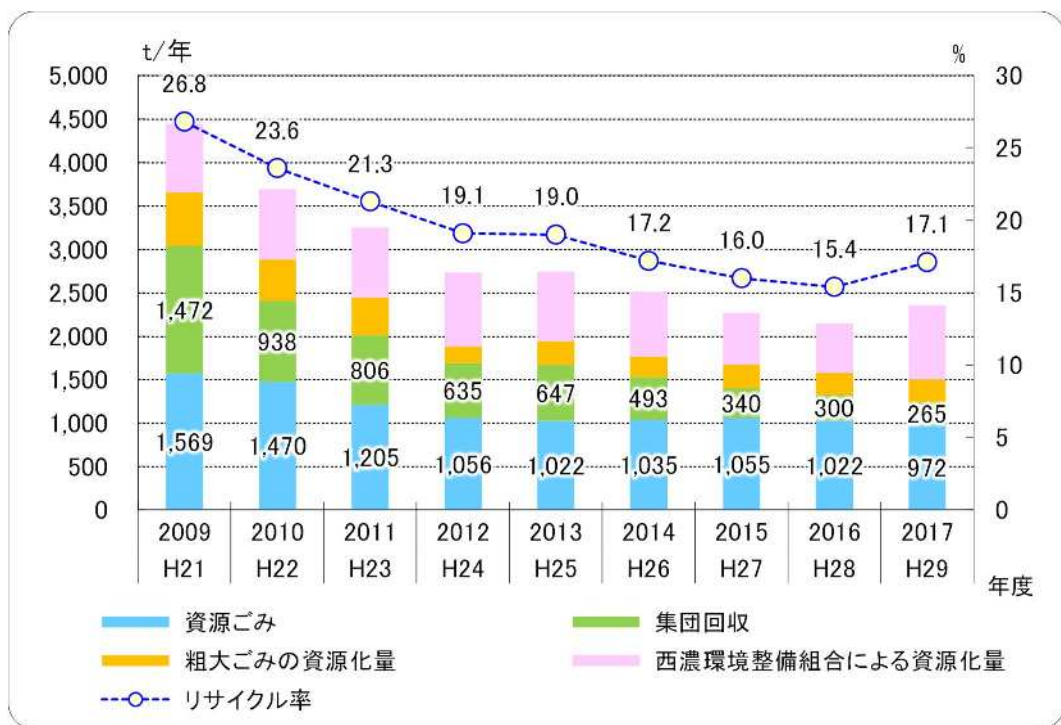


図3-6 資源化量及びリサイクル率の実績

注3-3) リサイクル率=総資源化量(資源ごみ+集団回収量+組合による資源化量)÷ごみ総排出量

③ 中間処理量（焼却処理量）

過去 10 年間の焼却処理量の推移は、図 3-7 に示すとおりです。
 焼却処理量は、概ね横ばいで推移しています。

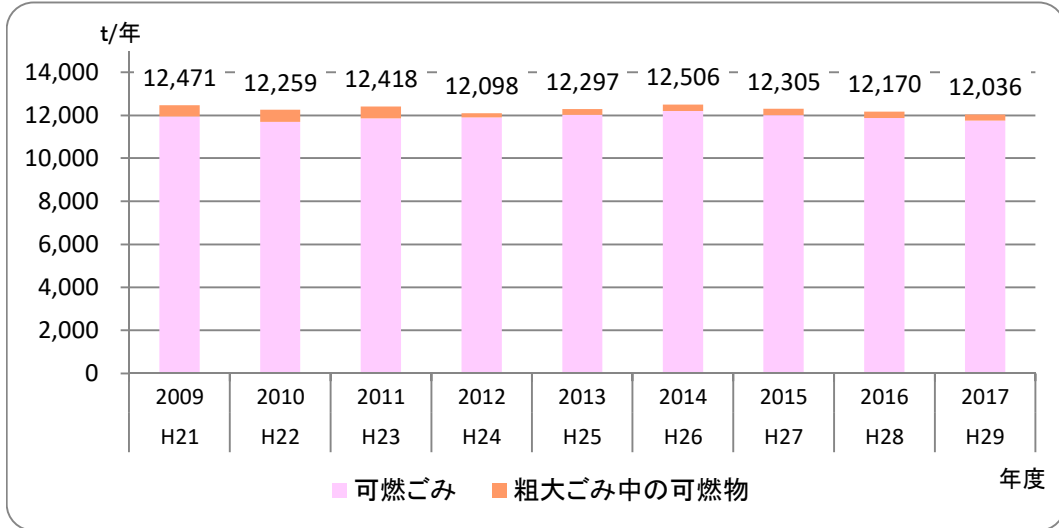


図 3-7 中間処理量（焼却処理量）の実績

④ 最終処分量・最終処分率

過去 10 年間の最終処分量、最終処分率^{注 3-4}の推移は、図 3-8 に示すとおりです。
 平成 28（2016）年度に、組合が行う焼却処理に伴う最終処分量が増加したため、一時的に最終処分率が高くなりましたが、概ね 3%程度で推移しています。

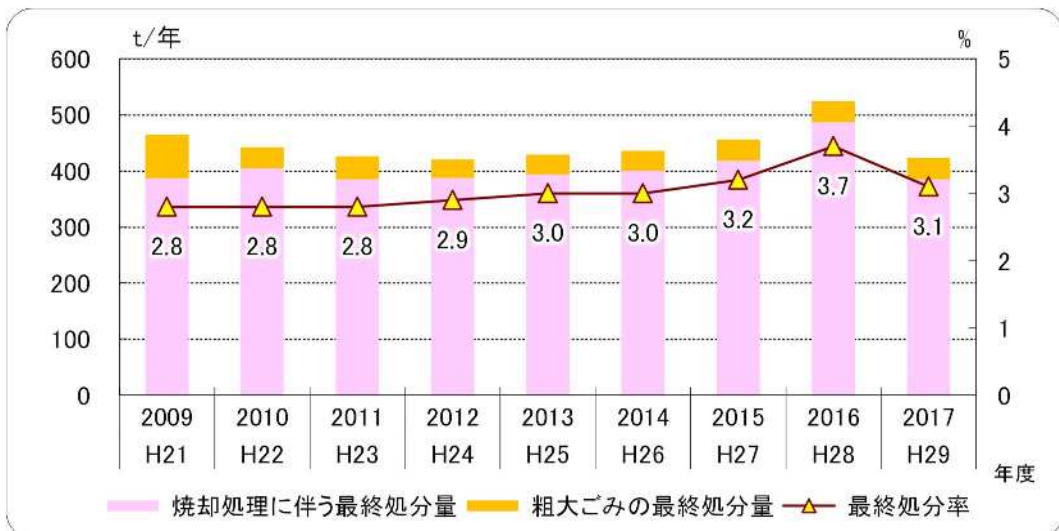


図 3-8 最終処分量の実績

注 3-4) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

(3) アンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画改定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定のための資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

① 調査の概要

調査の概要は、表 3-8 に示すとおりです。

表 3-8 アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	住民基本台帳から無作為に抽出した 20 歳以上：900 名 廃棄物減量等推進員：102 名 合計：1,002 名
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	平成 30（2018）年 6 月 13 日（送付日）～6 月 29 日（回収期限）
回収状況	回収数：464 通（一般 379 通、推進員 85 通） 回収率：46.3%、標本誤差※：4.5%

※標本誤差とは、アンケート結果の正確さを表す数値であり、本調査は国が実施している調査の目安である「誤差率 5%」を下回り良好です。

② 調査結果（抜粋）

後述するごみ処理の課題に関するアンケート結果を、以下に抜粋します。

地区のごみステーションのこういった点が不満に思いますか？（複数回答可）

ステーションが遠い、狭いと言った物理的な不満が多くなっています。なお、その他のうち 15 件はごみ出しルールが守られていないことに対する不満です。

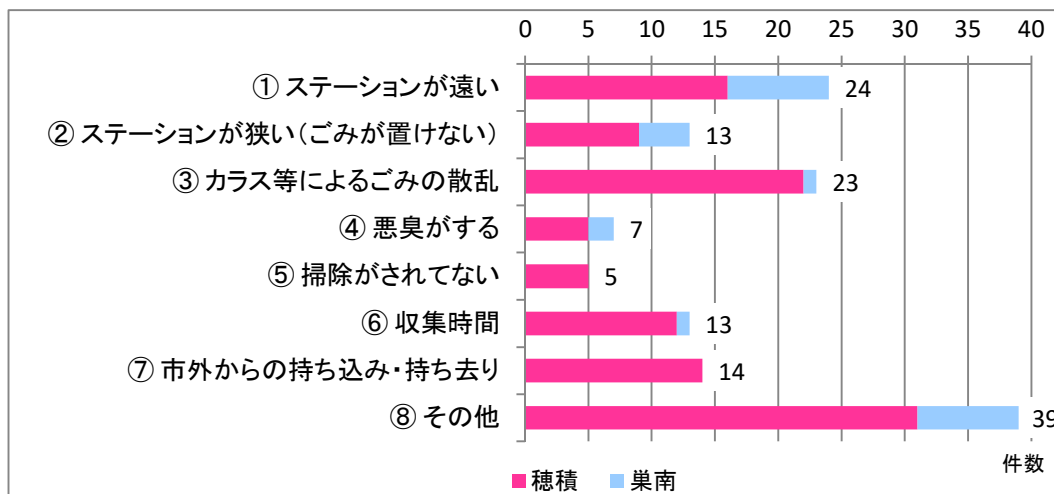


図 3-9 ステーションの不満内容

どのごみの収集回数に不満を感じたことがありますか？（複数回答可）

穂積地区でプラスチック製容器包装の収集回数に不満を感じている人が多くなっています。

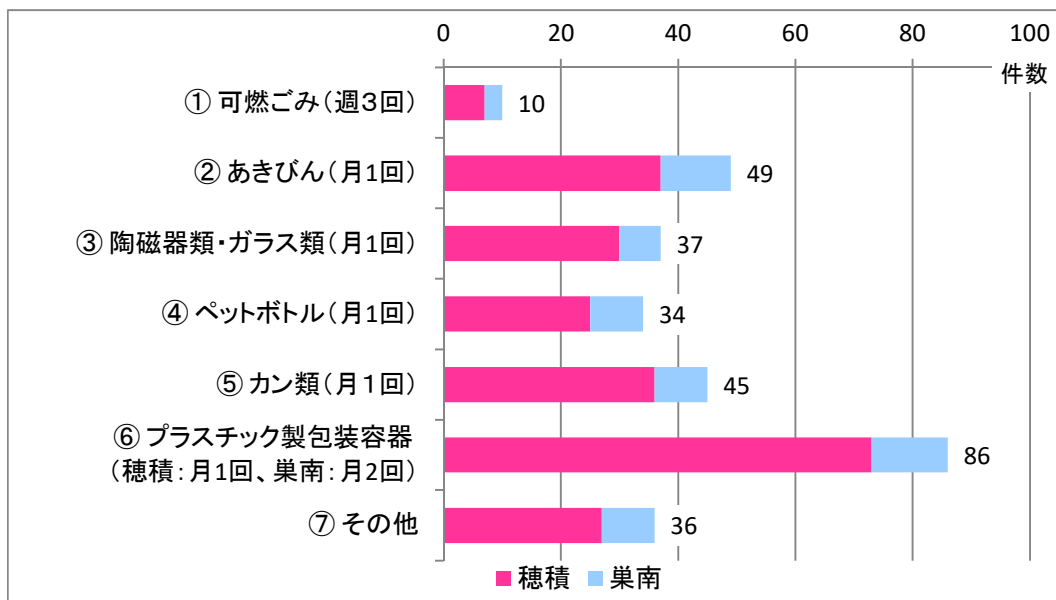


図 3-10 収集回数に不満のあるごみの種類

どのようなごみの出し方で困ったことがありますか？（複数回答可）

4人にひとりが粗大ごみの出し方に困ったことがあると回答しています。

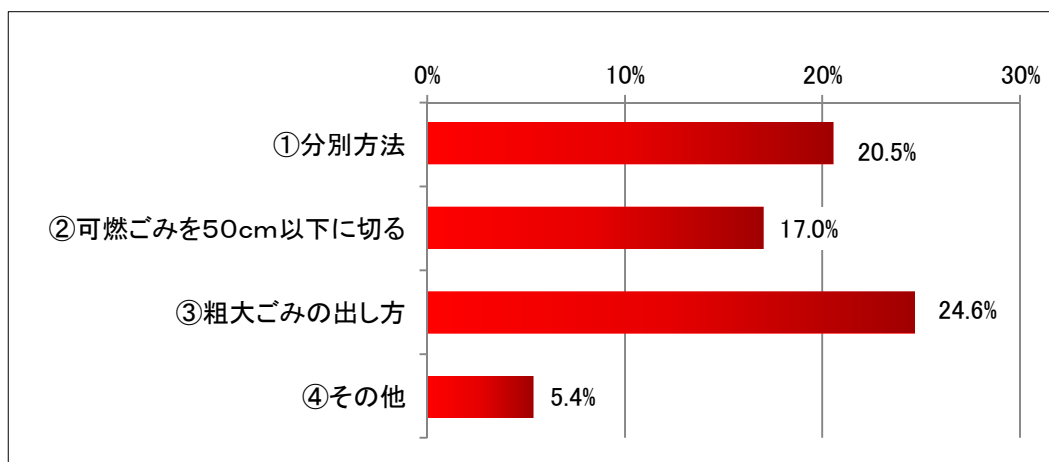


図 3-11 ごみの出し方で困った内容

ごみを減らす工夫や実践としてどのようなことをしていますか？（複数回答可）

古紙等の無人回収所利用が 6 割近くあるとともに、金属類の無料回収業者を利用している人も 2 割以上います。

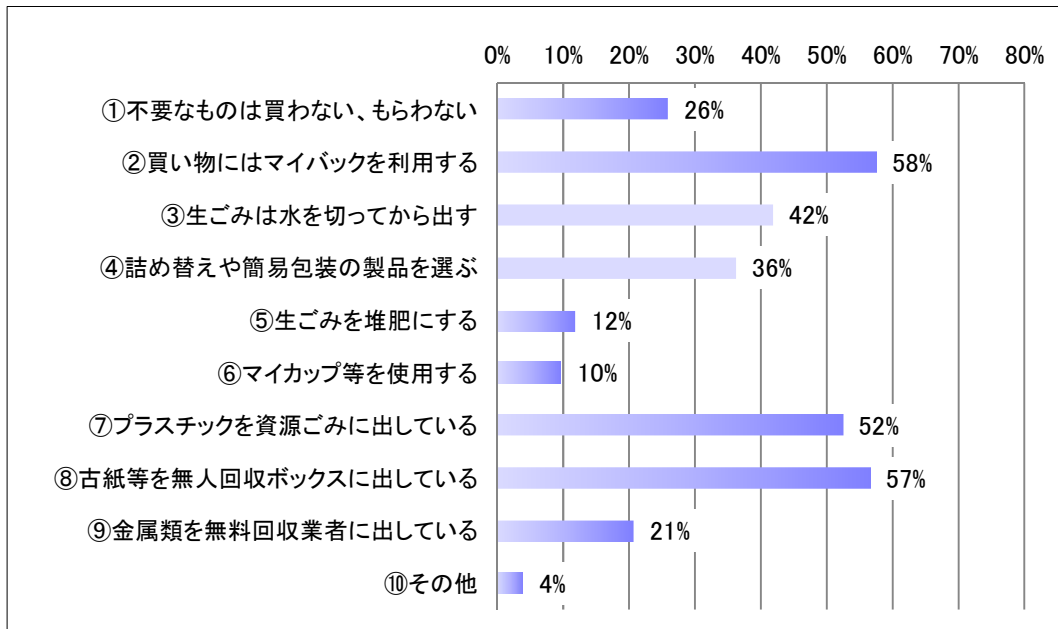


図 3-12 ごみを減らす工夫や実践の内容

古紙・新聞紙等はどこに出していますか？（複数回答可）

集団回収の利用が 6 割以上と最も高くなっていますが、民間の無人回収所の利用も 6 割近くあります。

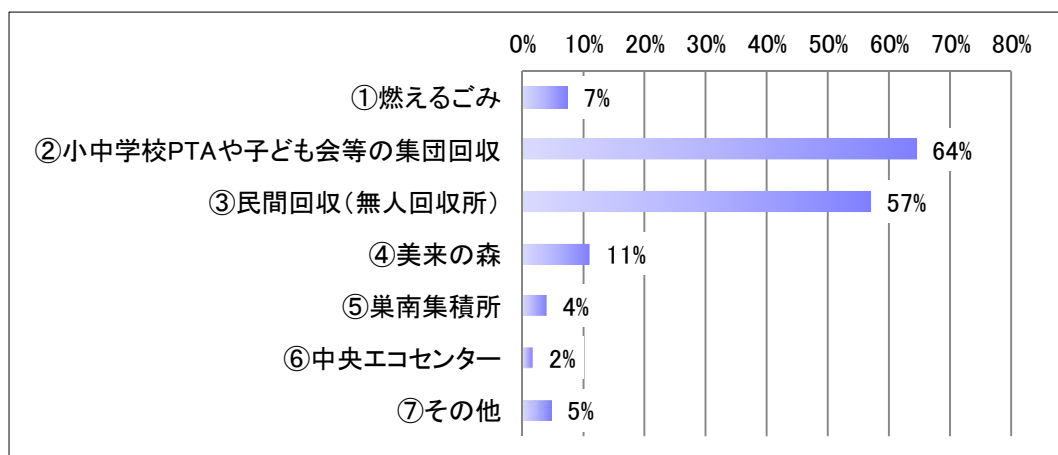


図 3-13 古紙等の排出先

プラスチック製容器包装はどこへ出していますか？（複数回答可）

6割以上の方が分別して資源としてステーション収集に出していると回答していますが、3割の方は分別せずに燃えるごみとして排出しています。

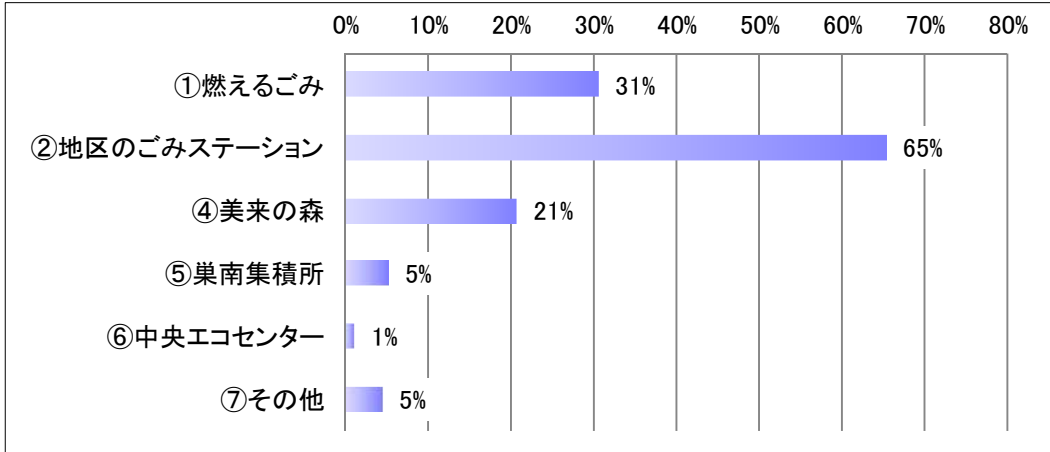


図 3-14 プラスチック製容器包装の排出先

美来の森・巣南集積所・中央エコセンターに資源ごみを持ち込んだことはありますか？

地区により施設の認知度、利用度に大きな差があります。また、中央エコセンターは7割以上の方が知らない、もしくは無回答となり認知度が低くなっています。

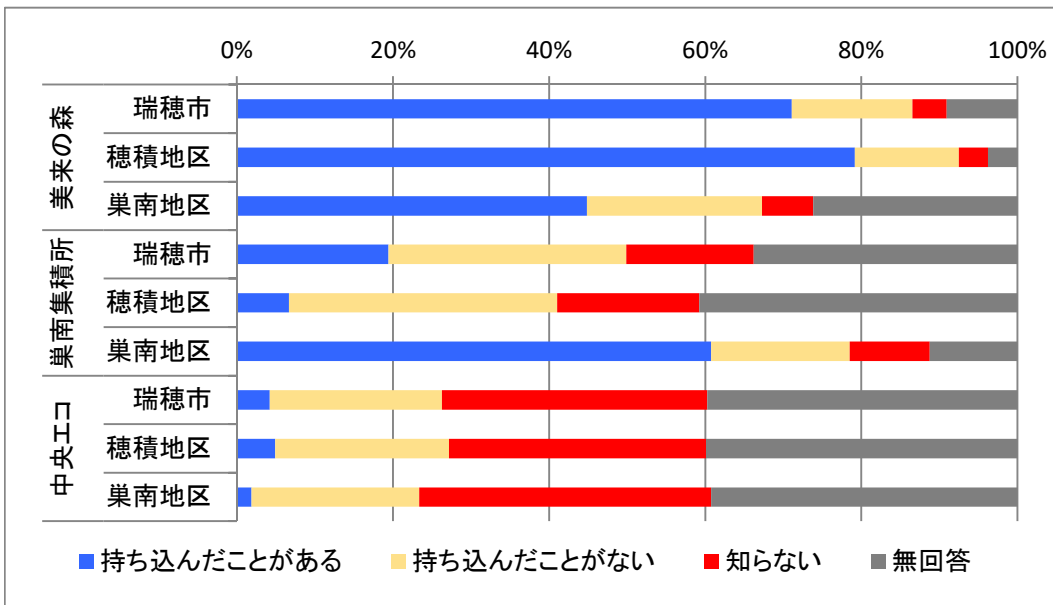


図 3-15 搬入施設の認知・利用度

4. ごみ処理の評価

(1) 岐阜県平均値との比較

本市のごみ処理の状況（平成 29（2017）年度実績）を、表 3-9 に示す 5 つの項目について岐阜県の平均値（平成 28（2016）年度実績）と比較・評価しました。

図 3-16 は、岐阜県を 100 とした時の本市の評価値^{注 3-5}の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は、リサイクル率が岐阜県平均よりも低く基準値 100 を下回っていますが、その他の項目は良好な評価となっています。

表 3-9 5 つの評価項目及び評価値

評価項目	単位	瑞穂市	岐阜県	評価値
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	697	892	121.9
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	370	522	129.1
リサイクル率	%	17.1	18.9	90.5
最終処分率	%	3.1	7.5	158.7
1人あたりごみ処理費用 ^{注 3-6}	円/人・年	9,625	13,890	130.7

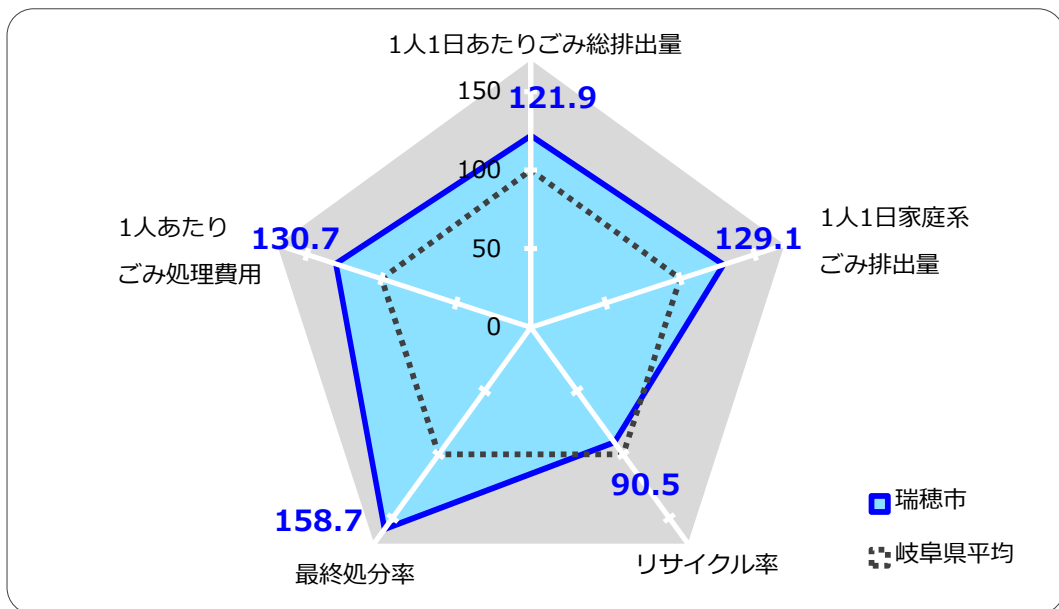


図 3-16 本市のごみ処理の評価（岐阜県平均値との比較）

注 3-5) 評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率（指数）を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 25 年 4 月・環境省）により算出しました。

注 3-6) 1人あたりごみ処理費用＝ごみ処理にかかった経費（支出－収入）÷人口

(2) 住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されている調査項目についてアンケート調査を実施し、住民満足度指数を算出しました。

調査の結果、住民満足度は「4.0」となり平均点3点を大きく上回り、過去2回の調査より良好な結果となりましたが、情報公開に関する認知度（63.6%）は低いことから、市民にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表 3-10 住民満足度アンケート調査項目

項目	設 問
収集	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
取り組み	瑞穂市の「ごみ減量・再使用・リサイクル」(3R)への取り組みに満足していますか？
情報公開	ごみ処理や3Rの情報公開や提供に満足していますか？
清潔さ	瑞穂市の街の清潔さに満足していますか？

表 3-11 住民満足度算出結果

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点	平均点
収集	261	90	55	12	15	433	418	1,787	4.3
取り組み	87	224	21	5	102	439	337	1,378	4.1
情報公開	57	186	39	13	151	446	295	1,120	3.8
清潔さ	69	258	77	13	36	453	417	1,544	3.7
総合評価									4.0

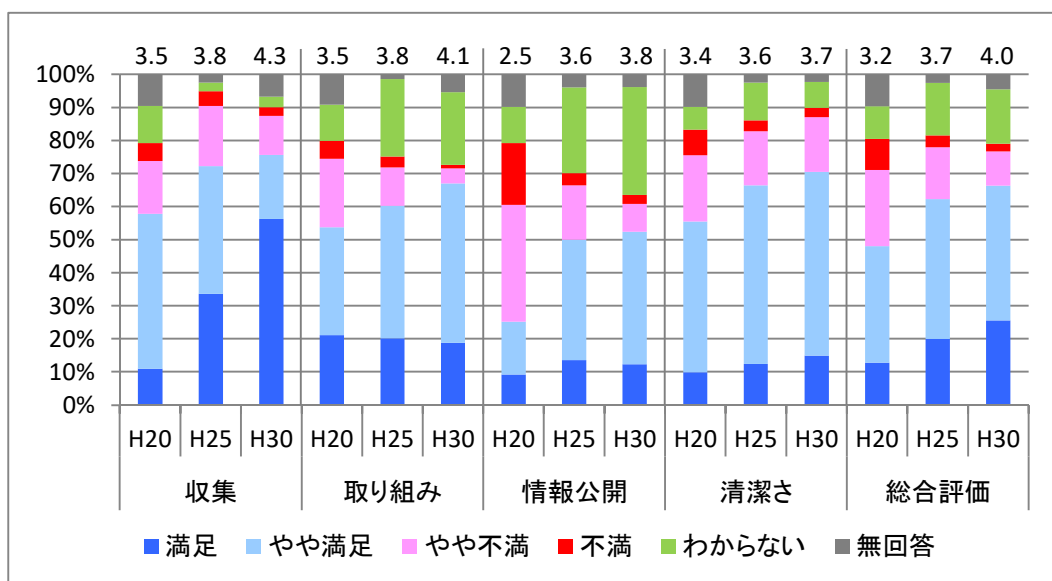


図 3-17 住民満足度調査結果（過去調査との比較）

5. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から抽出した課題と取り組みの方向性は、図 3-18 に示すとおりです。

可燃ごみの収集回数が週 3 回と他自治体よりも多いのに対して、資源ごみの収集回数は月に 1 回程度と他自治体と比較しても少なく、可燃ごみから資源を分別するための環境が整っていないことから、プラスチック製容器包装を可燃ごみに出している人の割合が高くなっています。可燃ごみ中の資源の分別を進めるためには、資源を分別しやすい環境整備を行う必要があります。

また、事業系ごみについては、現状の把握を行い多量排出事業者に対する指導を行う必要があります。

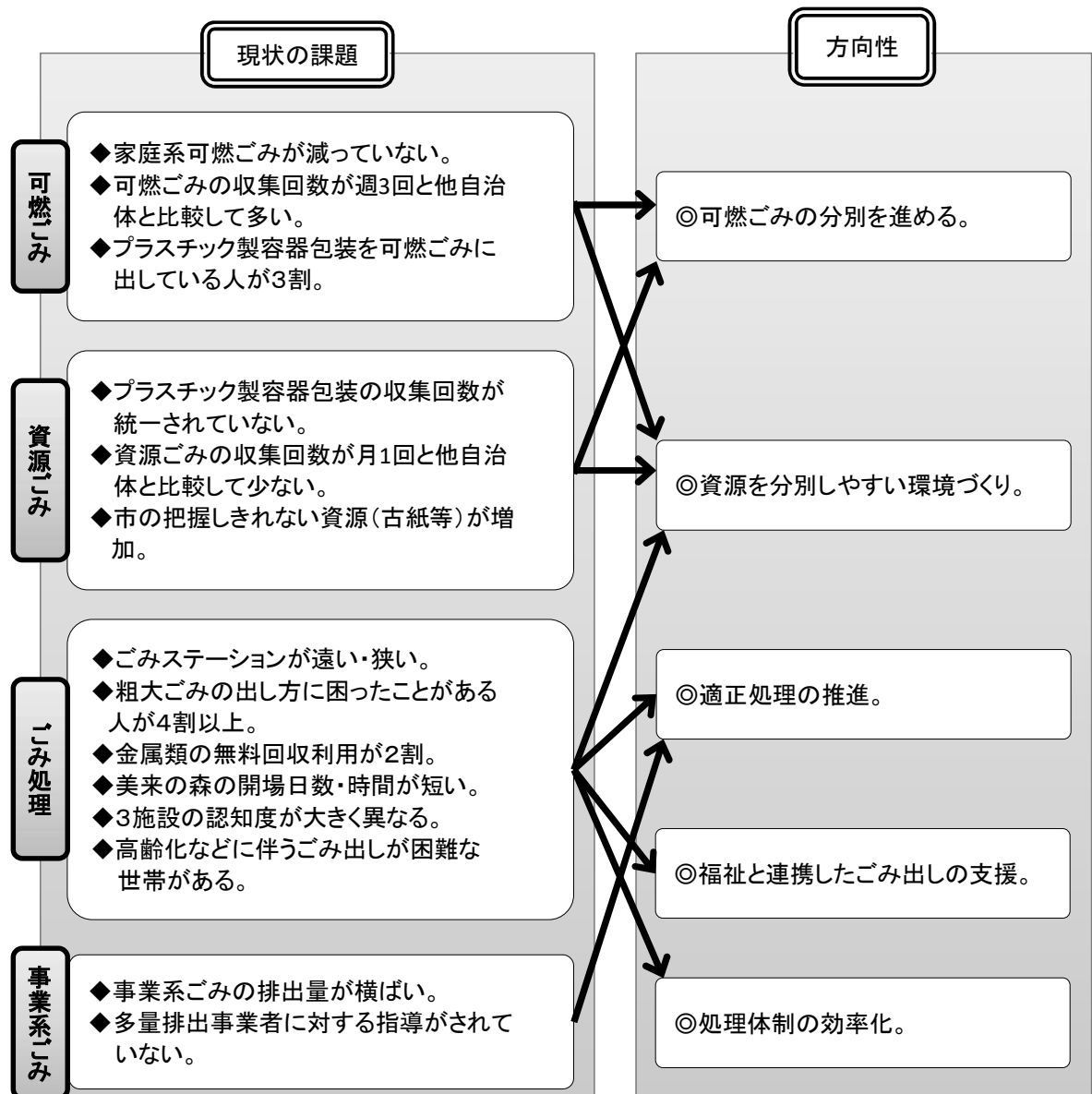


図 3-18 ごみ処理の課題と方向性

第2章 ごみ処理計画

1. 基本の方針

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食糧や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せるような、資源生産性の高い循環型社会を構築することです。

国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成12(2000)年6月施行)に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成30(2018)年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、第三次計画に掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みを引き続き中核的な事項として重視しつつ、更に「持続可能な社会づくりとの総合的取り組み」について将来像を描き、数値目標と実施すべき取り組みを具体的に記載しています。

本市においても、限りある自然・資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の街を構築していくという市民・事業者・行政の共通目標を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

【廃棄物処理の優先順位】

- 1：できる限り廃棄物を出さない。(発生抑制：Reduce)
- 2：同じ形状のまま再利用する。(再使用：Reuse)
- 3：物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(再生利用：Material Recycle)
- 4：エネルギーを回収して利用する。(熱回収：Thermal Recycle)
- 5：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。(適正処理)

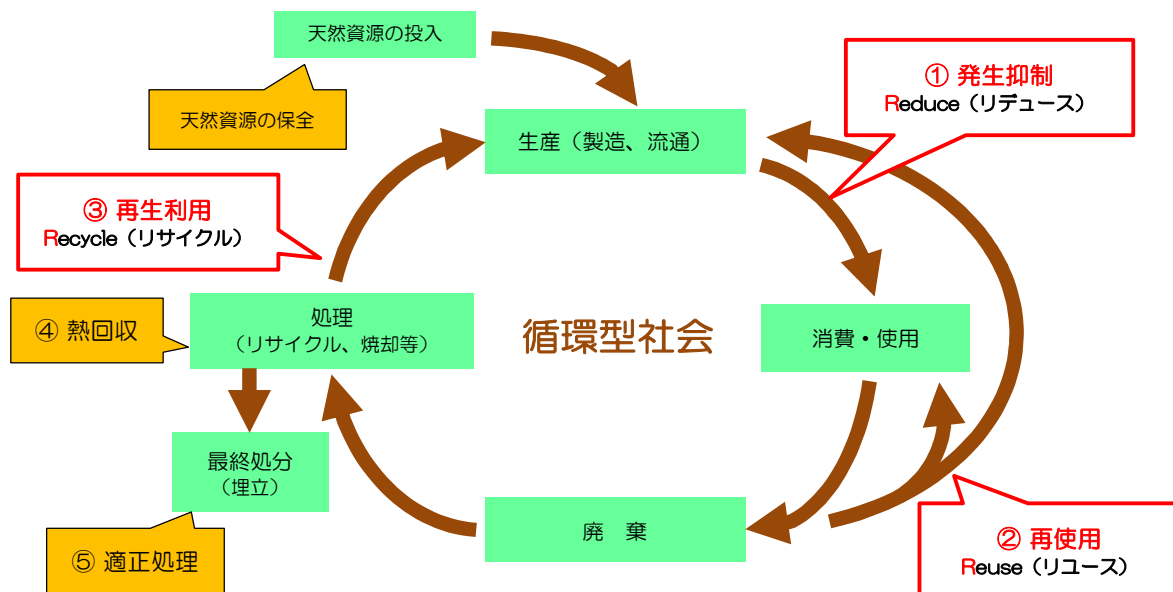


図 4-1 循環型社会のイメージ

2. 数値目標

2023 年度における数値目標は、前計画で定めた「1 人 1 日あたりごみ総排出量」及び「リサイクル率」に加えて、家庭から出る処理・処分を必要とするごみである「1 人 1 日家庭系ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」の 2 つを加えた 4 項目とします。

(1) 1 人 1 日あたりごみ総排出量

平成 29 (2017) 年度における 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 697g/人・日であり、前計画で定めた 2023 年度 (目標年次) における目標値 702g/人・日も下回っています。

このことから、「1 人 1 日あたりごみ総排出量」の目標値は、緩やかな削減を目指し 2023 年度の目標値を 670g/人・日に見直します。

1 人 1 日あたりごみ総排出量を、平成 19 (2007) 年度実績 926 グラムと比べ、
2023 年度において、27%削減し 670 グラムとします。

(2) 1 人 1 日家庭系ごみ排出量

ごみ総排出量が減少しているのに対し、家庭から出る処理・処分を必要とするごみである 1 人 1 日家庭系ごみ排出量^{注 4-1}は横ばいですが、平成 29 (2017) 年度における実績は 370g/人・日であり、国の掲げる目標値 440g/人・日 (目標年次 2025 年度) をすでに下回っています。

国においても家庭から出る処理・処分を行うごみの量を数値目標として設定していることから、「1 人 1 日家庭系ごみ排出量」を新たな目標項目として設定し、2023 年度の目標値を 350g/人・日とします。

1 人 1 日家庭系ごみ排出量を、平成 29 (2017) 年度実績 370 グラムと比べ、
2023 年度において、20 グラム削減し 350 グラムとします。

注 4-1) 平成 19 (2007) 年度 (基準年度) の実績値 : 427g/人・日

(3) 事業系ごみ排出量

ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は約4割であり、過去5年間は横ばいで推移しています。

本市は、条例規則で1日あたり平均2トン以上を排出する事業者を多量排出事業者と定めていますが、市内に対象となる多量排出事業者はありません。

しかしながら、ごみの4割を占める事業系ごみの削減を進めるため、新たに「事業系ごみ排出量」^{注4-2}を目標項目として設定し、多量排出事業者の規定を見直すとともに立ち入り指導などを行うことで、2023年度の目標値を平成29(2017)年度から400トン削減した4,847トンとします。

事業系ごみ排出量を、平成29(2017)年度実績5,247トンと比べ、
2023年度において、400トン削減し4,847トンとします。

(4) リサイクル率

平成29(2017)年度における無人回収所など民間の古紙等の回収量を加えたリサイクル率は25.9%であり、平成30(2018)年度の目標値24%を上回ることができました。

このことから、2023年度の目標値は前計画の目標値を引き継ぎ「民間回収による古紙等の回収量を加えたリサイクル率」を目標値として、リサイクル率30%を目指します。

なお、民間による古紙等の回収量は、本市に設置された無人回収所での回収量ですが、他自治体からの持ち込みもあると考えられることから、市民のリサイクルの努力を反映した値とは言えません。

このことから、市民が行うごみ分別やリサイクルの努力が反映できる新たな基準を設定するため、市民が可燃ごみとして出したごみに含まれている「分別されていない資源」の把握方法を検討し、継続的に調査を行います。

無人回収所などでの古紙等の回収量を把握し、
2023年度のリサイクル率を30%にします。

注4-2) 平成19(2007)年度(基準年度)の実績値:6,130トン

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 推計方法

将来ごみ量の予測は、人口将来推計及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法で、図 4-2 にごみ量予測のフローを示します。

家庭から排出されるごみ（生活系ごみ）については、ごみの種類ごとに 1 人 1 日あたりのごみ排出量推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみの種類ごとに 1 日あたりごみ排出量推計結果×年間日数で算出しました。

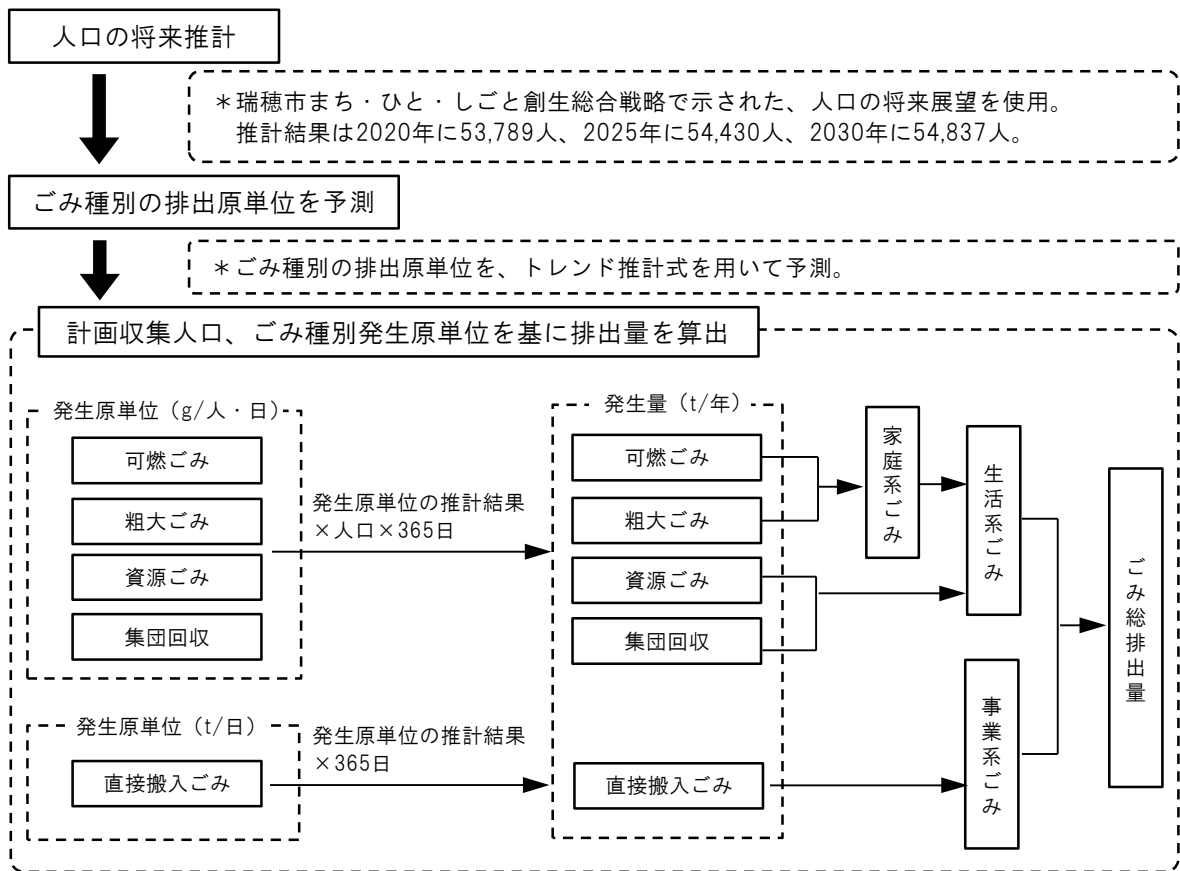


図 4-2 将来ごみ量の予測フロー

(2) 人口の将来推計

人口の将来推計は、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 29 年 9 月改定版）に示された人口の将来展望を採用しました。

なお、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとししました。

(3) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、表 4-1 及び以下に示すとおりです。

表 4-1 ごみ排出量の将来予測

項目	単位	実績値		推計値				
		和暦	H29	H30	H31	—	—	—
		西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022
計画収集人口	人	54,191	54,057	53,923	53,789	53,917	54,045	54,173
ごみ総排出量	t/年	13,793	13,871	13,746	13,548	13,425	13,305	13,217
収集ごみ	t/年	6,705	6,689	6,619	6,512	6,454	6,395	6,352
可燃ごみ	t/年	6,365	6,334	6,265	6,163	6,108	6,052	6,013
資源ごみ	t/年	340	355	354	349	346	343	340
びん	t/年	178	172	166	159	154	149	144
カン類	t/年	50	62	62	62	62	62	62
ペットボトル	t/年	4	4	4	4	4	4	4
プラスチック製容器包装	t/年	108	117	122	124	127	128	129
直接搬入ごみ	t/年	6,823	6,769	6,713	6,625	6,559	6,497	6,449
可燃ごみ	t/年	5,377	5,299	5,249	5,174	5,111	5,051	5,001
家庭系可燃ごみ	t/年	131	164	162	159	158	156	155
事業系可燃ごみ	t/年	5,247	5,136	5,087	5,015	4,953	4,895	4,846
粗大ごみ	t/年	787	789	790	787	790	793	798
資源ごみ	t/年	632	660	652	640	634	628	625
ペットボトル(回収機)	t/年	162	158	160	161	164	166	169
カン類(回収機)	t/年	77	86	86	86	86	86	86
古紙類	t/年	81	101	101	100	100	101	101
衣類	t/年	17	22	22	21	22	22	22
剪定木	t/年	281	283	272	261	252	243	236
中央エコセンター	t/年	14	11	11	11	11	11	11
有害ごみ	t/年	27	22	22	23	24	24	25
蛍光灯・電球	t/年	8	7	7	7	7	7	8
乾電池	t/年	18	14	14	15	15	16	16
ライター	t/年	1	1	1	1	1	1	1
集団回収	t/年	265	414	414	412	413	414	416
ダンボール	t/年	40	58	58	58	58	58	59
新聞紙	t/年	134	211	211	210	211	211	212
雑誌	t/年	78	123	123	122	123	123	124
布類	t/年	11	18	18	18	18	18	19
牛乳パック	t/年	2	3	3	3	3	3	3
生活系ごみ	t/年	8,546	8,736	8,659	8,533	8,472	8,410	8,371
家庭系ごみ	t/年	7,310	7,308	7,240	7,132	7,079	7,026	6,991
事業系ごみ	t/年	5,247	5,136	5,087	5,015	4,953	4,895	4,846
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	697	703	697	690	682	674	667
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	370	370	367	363	360	356	353
中間処理量(焼却量)	t/年	12,036	12,029	11,912	11,733	11,616	11,502	11,415
可燃ごみ	t/年	11,743	11,633	11,514	11,337	11,218	11,103	11,014
粗大ごみ中の可燃物	t/年	293	396	397	396	397	399	401
資源化量	t/年	2,354	2,394	2,379	2,349	2,335	2,321	2,314
資源ごみ	t/年	972	1,015	1,005	989	981	971	964
集団回収	t/年	265	414	414	412	413	414	416
粗大ごみの資源化量	t/年	266	268	269	268	269	270	271
組合による資源化量	t/年	852	698	691	681	674	667	662
リサイクル率	%	17.1	17.3	17.3	17.3	17.4	17.4	17.5
最終処分量	t/年	423	447	443	437	433	429	426
焼却処理に伴う最終処分量	t/年	385	409	405	399	395	391	388
粗大ごみの最終処分量	t/年	38	38	38	38	38	38	38
最終処分率	%	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

① ごみ総排出量

1人1日あたりごみ総排出量、1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測は、図4-3に示すとおりです。

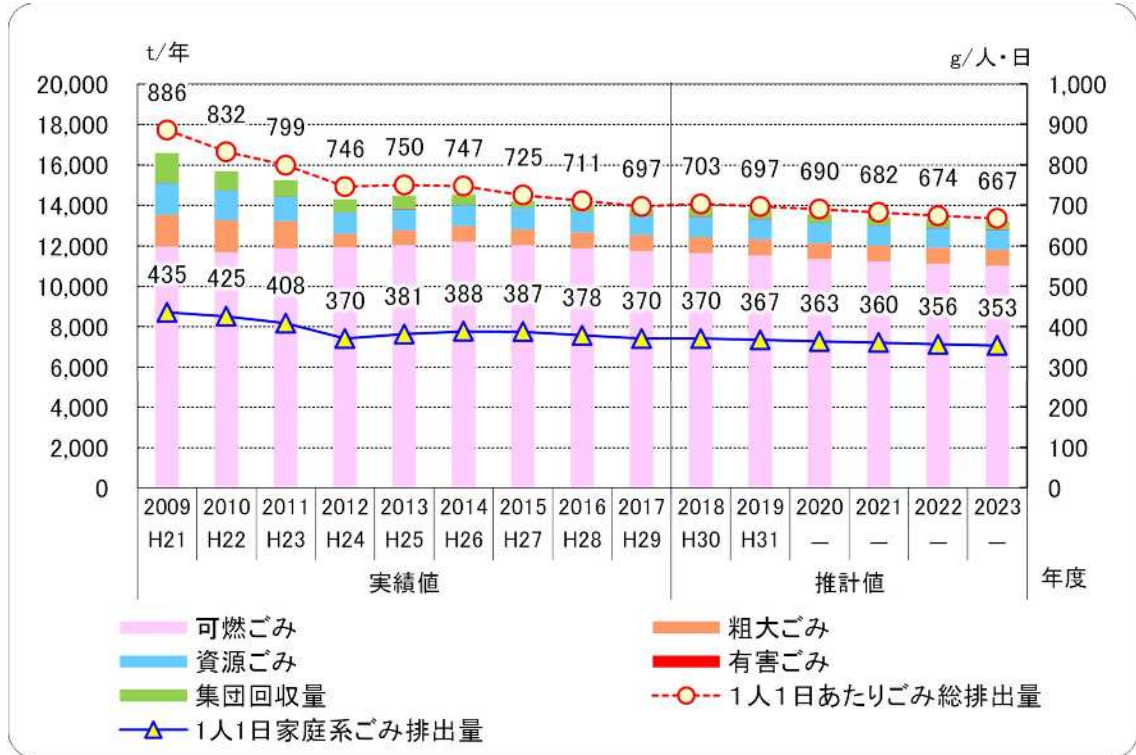


図4-3 ごみ総排出量の将来予測

② 事業系ごみの将来予測

事業系ごみ排出量及び事業系ごみの割合の将来予測は、図4-4に示すとおりです。

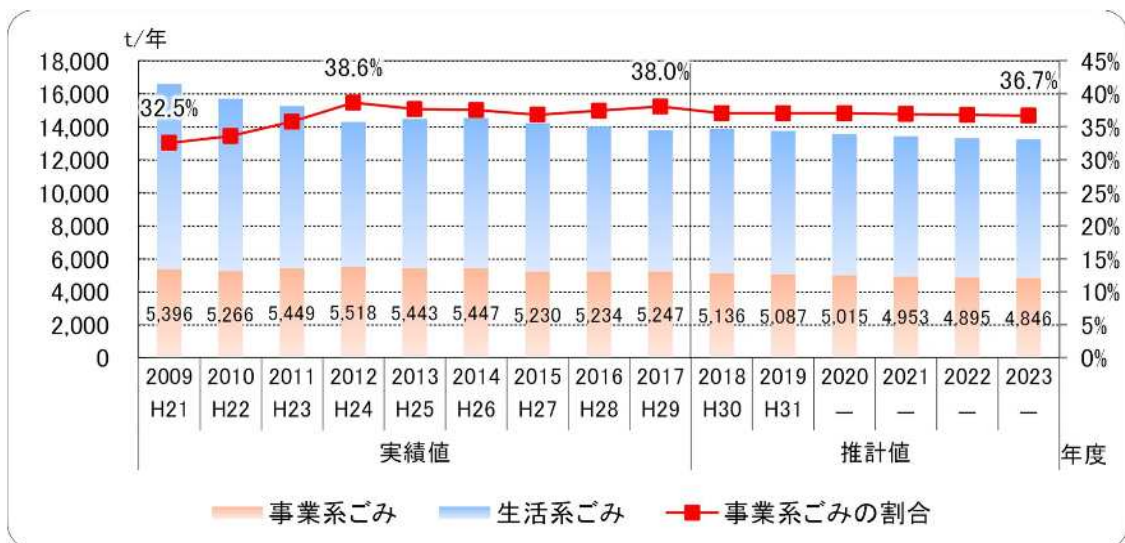


図4-4 事業系ごみ排出量の将来予測

③ リサイクル率の将来予測

資源化量及びリサイクル率の将来予測は、図 4-5 に示すとおりです。

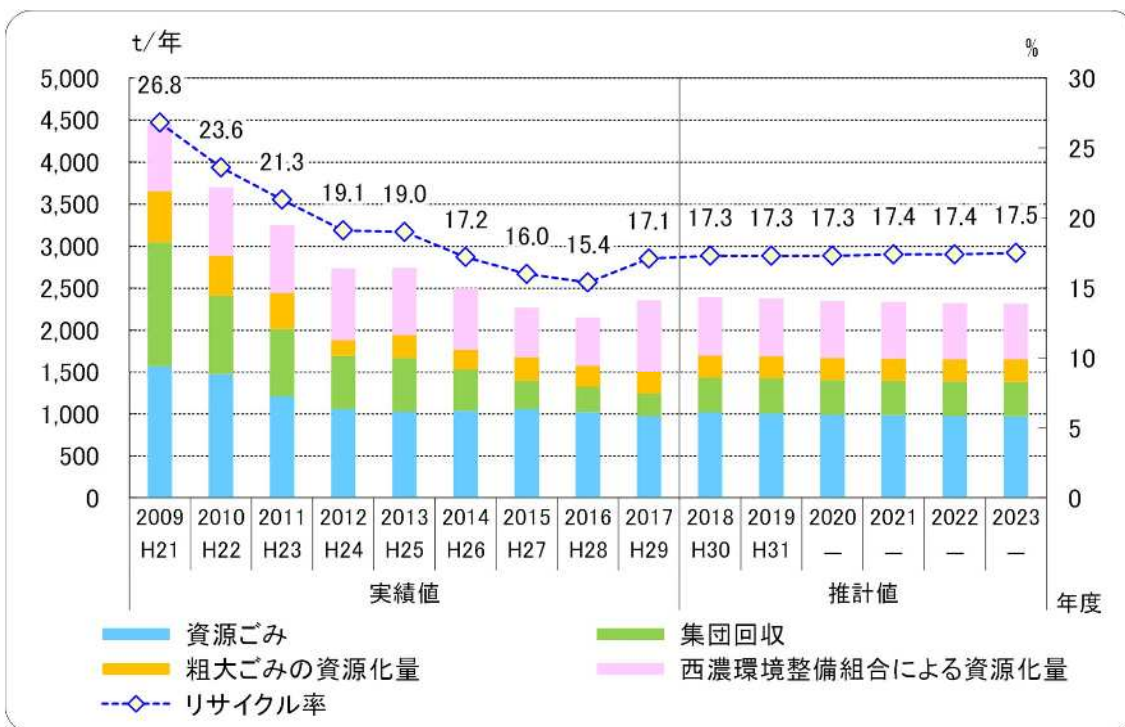


図 4-5 リサイクル率の将来予測

④ 最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、図 4-6 に示すとおりです。

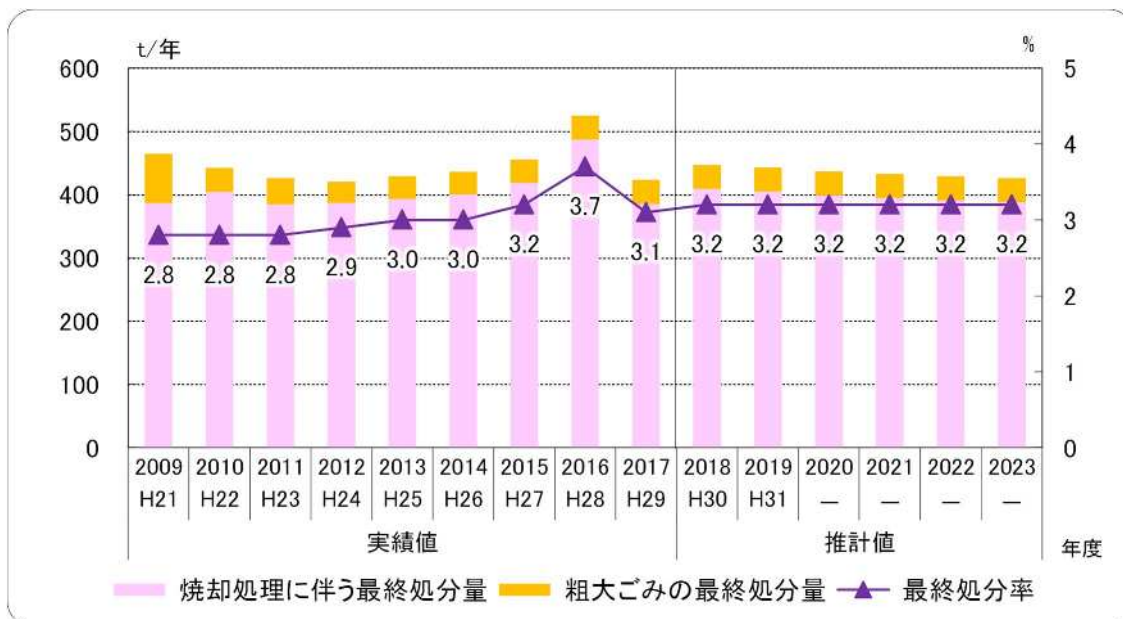


図 4-6 最終処分量の将来予測

4. 目標達成のための施策

(1) 具体的な施策

「発生抑制のための取り組み」「資源化のための取り組み」「収集などの取り組み」を3つの基本施策とし、19の具体的な施策を進めていきます。

具体的な施策とその内容は、表4-2に示すとおりです。

表4-2-1 施策一覧

項目	No.	施策	具体的な内容	
発生抑制のための取り組み	1	ステーションでの可燃ごみ及び資源ごみ収集回数の見直し	可燃ごみの収集回数を週2回に減らすことで、資源ごみの収集回数を増やします。	新規
	2	小・中学生にごみに関する学習機会の提供	学校との連携により、職員による出前講座の開催など、小・中学生がごみについて学ぶ機会を提供します。	継続
	3	家庭での生ごみの減量化などの推進	生ごみ処理容器購入補助金制度などを実施し、家庭から出る生ごみの減量化などを推進していきます。	継続
	4	マイバック持参運動の推進	レジ袋有料化参加店舗などと協働し、マイバックやマイバスケットの持参を進めます。	継続
	5	フリーマーケット等ごみにしない取り組みの推進	フリーマーケットの開催支援など、ごみにしない再使用の取り組みを進めます。	継続
	6	ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	市民の意見等を取り入れ、ごみ分別手引きの改訂等を踏まえ、市民が見てわかりやすい情報を提供します。	継続
	7	廃棄物減量等推進員と連携した啓発	廃棄物減量等推進員と連携し、出前講座などにより市民に対する啓発を行います。	拡充
	8	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施	事業者が出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうため、情報提供や啓発を行います。	継続
	9	多量排出事業者に対する減量化指導	多量排出事業者の実態を現地調査し、ごみ減量・適正排出の指導を行います。	拡充

表 4-2-2 施策一覧

項目	No.	施策	具体的な内容	
資源化のための取り組み	10	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	美来の森の施設整備を行い、粗大ごみ専用として市民の持ち込みができる日を増やすとともに、資源ごみの持込拠点として巢南集積場を整備し、中央エコセンターの周知も図ります。	新規
	11	粗大ごみ区分の見直し	粗大ごみのうち小型家電品目の処理手数料について見直しを行います。	新規
	12	民間回収ルートによる資源化量の把握	市内に設置する古紙等の無料回収所について、回収量の報告を求め、資源化量を把握します。	拡充
	13	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収の促進	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進します。	継続
	14	可燃ごみ組成調査の実施	市民のリサイクルに対する努力を反映した目標を検討するため、可燃ごみ中の資源の量を調査します。	新規
収集などの取り組み	15	地域と連携して、収集ステーションの配置や管理のあり方を検討	1 箇所あたりの世帯数が多いステーションについて、分割するなどステーションの配置基準を検討します。	拡充
	16	空き容器回収機運用方法の見直し	資源ごみの収集回数が増え、資源ごみの持込拠点が整備された段階で、空き容器回収機の運用方法を見直します。	拡充
	17	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討。	福祉部門と連携して、ステーションまでごみを排出できない高齢者、障がい者、生活困窮者世帯などに対して、安否確認を兼ねた戸別収集（ふれあい収集）の実施を検討します。	拡充
	18	粗大ごみ運び出しサービスの検討	自宅内から玄関先まで粗大ごみを出すことができない人への、運び出しサービスを検討します。	新規
	19	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では環境に配慮した計画に対する考慮を行います。	継続

(2) スケジュール

施策のスケジュールは、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 施策のスケジュール

3つの基本施策		実施時期				
19の具体的な施策		H31	-	-	-	-
		2019	2020	2021	2022	2023
発生抑制のための取り組み						
1	ステーションでの可燃ごみ及び資源ごみ収集回数の見直し	検討		実施		
2	小・中学生にごみに関する学習機会の提供	継続実施				
3	家庭での生ごみの減量化などの推進	継続実施				
4	マイバック持参運動の推進	継続実施				
5	フリーマーケット等ごみにしない取り組みの推進	継続実施				
6	ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	継続実施				
7	廃棄物減量等推進員と連携した啓発	実施				
8	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施	継続実施				
9	多量排出事業者に対する減量化指導	実施				
資源化のための取り組み						
10	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	施設整備		実施		
11	粗大ごみ区分の見直し	検討		実施		
12	民間回収ルートによる資源化量の把握	継続実施				
13	子ども会・PTAや自治会などによる集団回収の促進	継続実施				
14	可燃ごみ組成調査の実施	検討		実施		
収集などの取り組み						
15	収集ステーションの配置や管理のあり方の検討	検討		実施		
16	空き容器回収機運用方法の見直し				検討	
17	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	検討		実施		
18	粗大ごみ運び出しサービスの検討	検討		判断		
19	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	継続実施				

5. ごみ処理に関する基本的事項

(1) 目標年次のごみ処理フロー

目標年次である 2023 年度のごみ処理フローは、図 4-7 に示すとおりです。

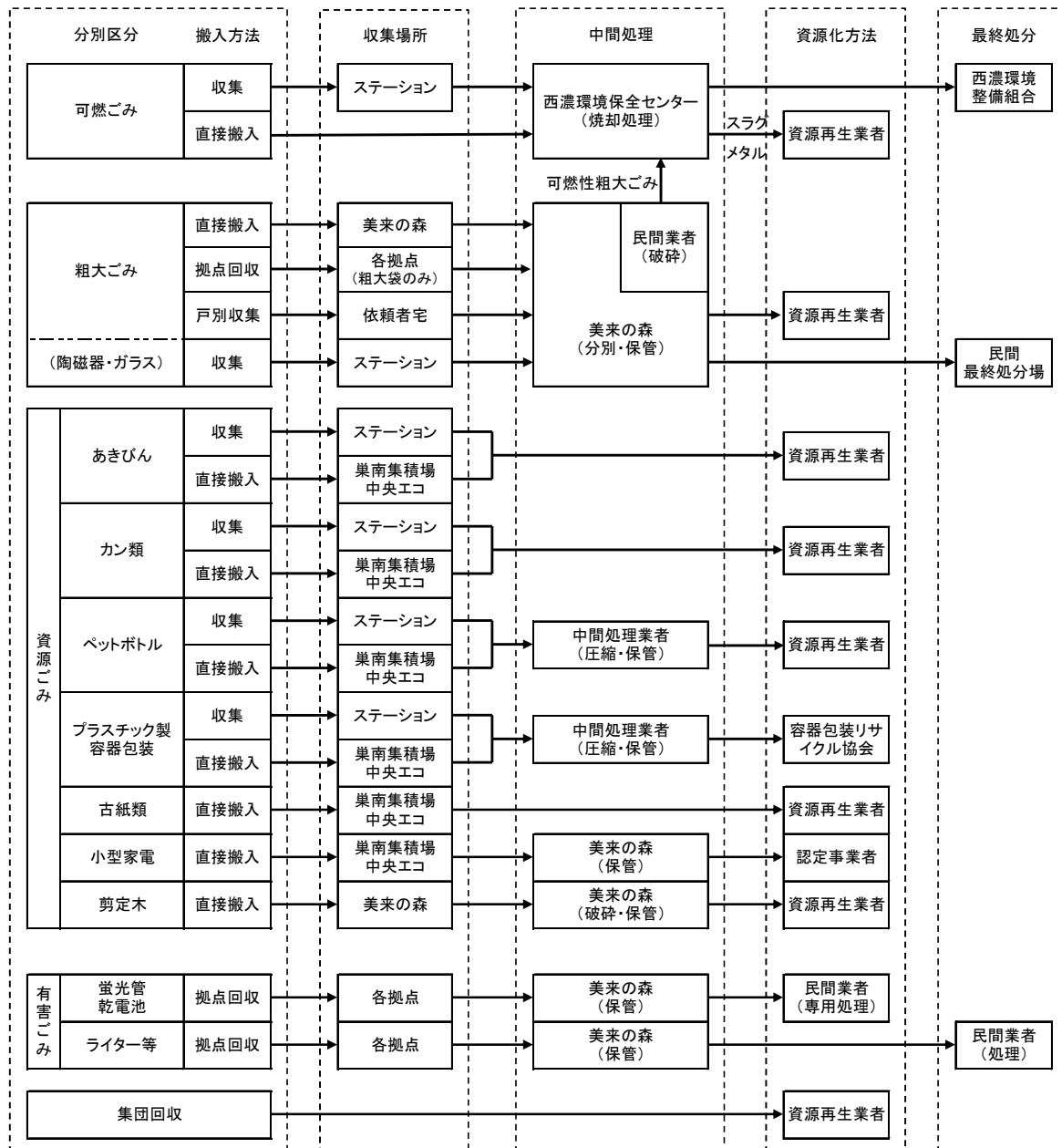


図 4-7 目標年次 (2023 年度) のごみ処理フロー

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における市民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬に努めます。

① 収集形態・収集回数

家庭系ごみの収集は、可燃ごみの収集回数を週 2 回に減らすことで、資源ごみの収集回数を増やします。

なお、事業系ごみについては、現状と同様に自己搬入または許可業者による随時収集とします。

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 4-4 に示すものを排出禁止物とします。

表 4-4 排出禁止物

項目	内容
有毒性のあるもの	農薬、劇薬とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの。
感染性のある物	鋭利な物（注射器、注射針）、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがあるもの。
危険性・引火性のある物	火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。 消火器、ガソリン、廃油（食用油を除く）、灯油、その他引火性のあるもの。
著しく悪臭を発生する物やその他処理が困難な物	分別していないごみ、オートバイ・スクーター、自動車、家電リサイクル 6 品目、パソコン本体、ノートパソコン。

③ 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外（血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等）については可燃ごみとして本市で委託業者により収集運搬し、西濃環境整備組合で焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

④ 収集・運搬体制

- ・ 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- ・ 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- ・ 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- ・ 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料の見直しを随時行います。
- ・ ステーションまでごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。

(3) 中間処理計画

目標年次である 2023 年度における中間処理の方法は、表 4-5 に示すとおりです。

表 4-5 中間処理の方法

種 別		処理方法
可燃ごみ		現状と同様、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。
粗大ごみ		美来の森で分別・保管後に中間処理業者で破碎・選別処理を行い、可燃物、資源物と不燃残渣に分類し、それぞれ処理・処分を行います。
資源 ごみ	びん	資源再生業者に引き渡します。
	カン類	資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製 容器包装	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、容器包装リサイクル協会に引き渡します。
	古紙類	資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	認定事業者に引き渡します。
	剪定木	美来の森で破碎処理し、チップとして資源化します。
有害 ごみ	乾電池・蛍光灯	水銀含有の恐れがある、乾電池・蛍光灯は、美来の森で保管後、専門の処理業者に引き渡します。
	ライター	美来の森で保管後、専門の処理業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本市は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、最終処分量は県内他市町村と比較すると少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後も民間業者に委託し処分します。

可燃ごみの処理に伴い発生する焼却残渣は、組合の所有する最終処分場で処分を行います。

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

プラスチック製容器包装のステーション収集回数を増やすとともに、平成 27 (2015) 年 3 月に策定した (仮) 瑞穂市エコステーション基本構想に基づき、2033 年を目処に美来の森及び巣南集積場の施設整備を行い、「美来の森」「巣南集積場」「中央エコセンター」の 3 施設の取扱品目を変更することで機能的な運用を推進し、市民の利便性向上を図ります。

表 4-6 搬入施設の運用方法

施設名	取扱品目	
	現状	変更後
美来の森	粗大ごみ プラスチック製容器包装 古紙類 剪定木 有害ごみ	粗大ごみ 剪定木 有害ごみ
巣南集積場	粗大ごみ 資源ごみ 有害ごみ	資源ごみ※1 小型家電※2
中央エコセンター	資源ごみ 小型家電	資源ごみ※1 小型家電※2

※1 前頁表 4-5 に示す資源ごみのうち、「びん」「カン類」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」及び「古紙類」とします。

※2 粗大ごみの区分から見直しを行います。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推審議会の積極的な活用を推進します。

(2) 災害対策

震災時及び水害時に発生する災害廃棄物の処理は、平成 30 年 3 月に策定した「瑞穂市災害廃棄物処理計画」に基づき初動対応を着実に実施するとともに、発災後は岐阜県による技術支援を受けて「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、処理を行います。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄根絶に向けた活動や指導をさらに推進します。